

国連気候変動枠組み条約 第 18 回補助機関会合(SB18)参加報告書

2003年6月4日～13日 ドイツ/ボン

(財)地球産業文化研究所

2003年7月

地球環境対策部

研究員 蛭田 伊吹 hiruta@gispri.or.jp

研究員 高橋 浩之 takahashi@gispri.or.jp

目次

1	はじめに.....	1
2	SBSTA18.....	1
2.1	UNFCCC における TAR の取り扱いについて.....	2
2.2	第 1 約束期間の吸収源 CDM 活動の定義と方法.....	4
2.3	土地利用、土地利用変化、林業 (LULUCF) に関するグッドプラクティスおよび他の情報.....	6
2.4	条約及び京都議定書における方法論的作業のレビュー.....	7
2.5	京都議定書 7 条 4 項 (登録簿) 関連事項.....	8
2.6	附属書 I 締約国における政策措置 (PAMs).....	9
2.7	技術開発と移転.....	10
2.8	関連する国際組織との協力.....	11
3	SBI18.....	12
3.1	UNFCCC・京都議定書実施に関する 2004-2005 年度予算.....	13
3.2	COP9 開催方法.....	13
3.3	COP/MOP1 開催方法.....	14
3.4	条約非附属書 I 締約国の資金問題.....	15
3.5	条約附属書 I 締約国の国別報告書.....	17
3.6	キャパシティビルディング.....	18
4	COP9 にむけて.....	19
5	サイドイベント報告.....	20
	Evolution of commitments under the UNFCCC.....	20
	Developing a Post-Kyoto policy framework.....	21
	Forests and the CDM: Perspectives from Africa and Latin America.....	22
	UNFCCC Event on Development and Transfer of Technologies.....	23
	CTI Activities in Technology Transfer.....	24
	Linking Emission trading Schemes-Creating a Global GHG Market.....	25
	Greenhouse Gas Registry.....	26

注) 今回の SB18 における決議事項等については、下記の国連気候変動枠組み条約事務局ホームページを参照のこと。

<http://unfccc.int/>

1 はじめに

6月4日(水)から6月13日(金)まで国連気候変動枠組み条約(UNFCCC)の事務局があるドイツのボンにおいて、UNFCCC第18回補助機関会合(SB18)が開催された。6月13日の事務局発表に基づく最終的な参加者は、138ヶ国、107機関、合計1,288人(メディア含む)となっており、1,100人程度だった昨年のSB16に比べて数の上では上回ったものの、従来は会場外に仮設テント内にあった参加登録窓口が会場となるマリティムホテル内に収められたほか、サイドイベント会場も2つに縮小、全体会合が行なわれる会議場のオブザーバー席の人影もまばらで、会合3日目には代表団用のフロアをオブザーバーにも開放する等、従来に比べて今回の会合は一層静かな滑り出しといった印象を受けた。尚、日本政府からの主な参加者は以下の通りである。市川審議官、関地球環境担当参事官、坂本地球環境対策室長(以上経済産業省)、高松国際社会協力部審議官、岡庭気候変動枠組条約室長(以上外務省)、山田審議官、高橋研究調査室長、牧谷国際対策室長(以上環境省)、長谷川都市交通環・エネルギー企画官(国土交通省)、永目海外植林推進調査官(林野庁)。

6月4日に開催されたSBSTA(科学的技術的助言のための補助機関)第1回会合において、Waller-Hunter UNFCCC事務局長が、今回の会合では議定書実施のための議論と並行して、将来の枠組に関するサイドイベントが複数開催されることに言及し「興味深い分岐点である」と述べた。尚、SB18直前の5月30日にガーナが京都議定書を批准したのに続き、SBSTA全体会合においてスイスが批准に関する国内手続きが完了したことを表明し、京都議定書批准国数は111ヶ国、批准した附属書I締約国の1990年二酸化炭素排出量は全体の44.2%に達している¹。議定書発効の鍵を握るロシアは、批准についての前向きに検討していることを表明し、途上国にもっと京都議定書を批准するように勧めたが、実際はまだ国内的なレビューの途中であり、更に京都議定書実施の長期的展望について研究する必要があることを述べた。

今回の会合を概観すると、SBSTAでは吸収源CDM、IPCC第3次評価報告書(TAR)の科学的知見の取り扱い、先進国の政策措置(PAMs)、議定書5,7,8条関連事項、SBI(実施のための補助機関)では、2004-2005年度予算案、特別気候変動基金、途上国の悪影響の対応措置に関する条約4条8項、9項の実施といった問題について参加者の注目が集まった。会合終了時には、ガイドライン策定作業をほぼ完了した議定書5,7,8条や、80ページに及ぶ統合テキストからある程度議論の土台となる20ページ強の交渉テキストがまとまってきた吸収源CDM等議定書実施に向けて一定の成果を見せた交渉もある一方で、前回の11月のSBSTA17(COP8と同時開催)と同様に実質的な進展が見られず「さらに議論を継続する」という結論のみ合意されたPAMsや、最後まで各国の意見の融合が難しかったTAR、予算案、特別気候変動基金、条約4条8,9項等、議論の全部あるいは一部を次回以降の会合に先送りする議題も見られた。

また、並行して開催されたサイドイベントでは、同時期に開催された第9回CDM理事会におけるベースライン・モニタリング方法論の議論に関連するものや、吸収源CDM、2013年以降の気候変動の枠組に関するテーマが注目を集めた。尚、経済産業省の産業構造審議会環境部会地球環境小委員会が先頃発表した中間とりまとめ(案)「気候変動に関する将来の枠組みの構築に向けた視点と行動」の英語版が各代表団及びサイドイベント会場で配布され、SB本会合での言及は無かったものの、複数のサイドイベントでは「興味深いレポート」であると取り上げられた。

以下にSBSTA/SBIそれぞれの主要な議題の結果と交渉経過を概説する。

2 SBSTA18

Waller-Hunter UNFCCC事務局長の挨拶に続き、SBSTA第1回全体会合(議長Thogensson氏;アイスランド)では、G77中国を代表してモロッコが、資金メカニズムの実施、京都議定書の発効を求めるとともに「2003年は適応の年」とすることを強調し、気候変動による影響及びその対応措置による悪影響に脆弱な国に対する支援を促進することを呼びかけた。一方、EU議長国であるギリシャは、EUが直前のEU/ロシアサミットでロシア首脳に対して批准の働きかけをしたこと、EUは温室効果ガス排出量を1990年水準に安定化するとともに京都目標に向けて、排出量取引制度や再生可能エネルギー目標等

¹ 批准国数 111ヶ国(附属書I締約国32、非附属書I締約国79)[発効要件55ヶ国以上]、主な未批准国の1990年におけるCO2排出量の割合 米国36.1%、ロシア17.4%、豪州2.1%[発効要件55%以上]

を含めた気候変動プログラム見直しを進めていることを表明した。SBSTA は第1回全体会で検討事項案を事務局案通り採択した後、6日までに4回の全体会合において各議題に関する意見交換を行なうとともに、いくつかの議題はさらに小規模のコンタクトグループ、非公式グループ（いずれも公開討議）、及び非公式折衝で結論文及び COP9 決議案についての議論が続けられることになった。特に今回の SBSTA では、COP9 がタイムリミットに設定されている吸収源 CDM のルール作りと議定書 5, 7, 8 条ガイドライン策定、及び昨年の SBSTA16 で議論が開始されて以来、先進国・途上国の意見の収束が見られていない TAR の取り扱い、及び先進国の政策措置 (PAMs) において集中的に議論が行なわれた。12日の第5回全体会合で各議論の総括が開始され、13日午前中に遅延無くすべての議題の決議が行なわれた。以下の SBSTA18 で注目された TAR の取り扱い、及び吸収源 CDM に関する議論を中心に、各検討事項の交渉内容及び結果を概説する。

2.1 UNFCCC における TAR の取り扱いについて

SBSTA18 では、SBSTA16 時に定期的に議論する予備的な領域として特定した A.「研究及び組織的観測」 B.「気候変動における影響・脆弱性・適応の科学的、技術的および社会経済的側面」 C.「緩和の科学的、技術的および社会経済的側面」のうち、B.及びC.に関する事項を中心に議論が進められた。

全体会合では、まず事務局が UNFCCC における TAR に関する議論の背景を説明し、B.及びC.について各国意見を募りそれらの意見を編纂したワーキングペーパーを作成したことを報告した。事務局の説明に対し、G77+China は科学研究団体の重要性を確認した上で技術移転を含む途上国におけるキャパシティビルディングの必要性を指摘した。又、特に中国は IPCC の結論に合意できない点があるとして IPCC の情報は最新の注意を払って利用すべきであると述べた。TAR を他の検討事項においても考慮すべきかどうかについては、スイスが賛成したのに対し、その他の殆どの国は TAR を独立した検討事項の中のみで議論することを支持した。日本は、温暖化問題に対する世界全体の取り組みの重要性を述べ、条約を達成するための実践的なアプローチ、長期的観点から見た適応及び緩和、及び「適応と緩和」と持続可能な発展との関係の3点について独立した検討事項で検討すべきであると述べた。その他、モーリシャスは AOSIS の立場から、TAR が完成してから既に2年経過しているのにもかかわらずその結論をまだ UNFCCC に活用することが出来ていないことに懸念を示した。EU は、第4次評価報告書 (AR4) に対する見解、加えて欲しい視点等を IPCC へインプットする作業も必要であることを述べた。SBSTA 議長は以上の議論から、David Warrilow 氏(イギリス)及び Walid Al-Malik 氏 (UAE) を共同議長にコンタクトグループを設置し、6月13日までにどのようなトピックを、何時、どのように議論していくか、又、影響・脆弱性・適応等に関する方法論的側面を本議題項目あるいは議題項目 4(a)「条約及び京都議定書における方法論的作業のレビュー」のどちらにおいて議論するべきかについても議論し、結論案を作成するよう要請した。

5日の第1回コンタクトグループ会合では、当事項に対する大まかな意見を募り、G77+China からは再度 UNFCCC が IPCC の情報をすべて取り入れるのではなく、十分に検討してから取り入れる必要がある点と、既に SBSTA16 の際に決定された項目のみについて検討したい旨が述べられ、EU から賛同を得ていた。又、SBSTA18 では UNFCCC の活動に TAR を実際に照らし合わせていくといった実践的作業ではなく、何をどのように照らし合わせるかという「プロセス」についてのみ議論することを主張しオーストラリア等に賛同を得ていた。途上国が特に重視する適応については、Warrilow 共同議長より適応がすべての問題を解決するわけではないことが再確認されたが、米国及び途上国からは更に SBSTA で取り上げ、その統合アプローチについても検討する必要性が主張された。又、サウジからは UNFCCC4.8 条及び 4.9 条の中で適応について検討すべきであると述べた。

以上の議論を元に共同議長は、第2回目の会合(6日)で結論案及び COP9 に提出する決議案を提示したが G77+China 等が事前に検討する時間がなかったことから議論は行われず、7日の次回に持ち越された。

9日に行われたコンタクトグループでは、6日に提示された結論案の改訂版(1次案)が配布され、その議長案を元に更に各国意見を募る形で実施されたが、殆どすべての国からまたもや異議が申し立てられた。特に途上国及び US は自国に有利な情報を UNFCCC の検討材料に出来るよう目論んでいるため、尚更議論は平行線のままであった。

まず、SBSTA がこの議題の下で参照する IPCC 文書を TAR だけではなく特別報告書及び技術報告書に広げたことについて、US は、TAR 以外の文書の種類を記載することで、それらの利用に限られるような

印象を与えるため、他の妥当な報告書についても考慮する旨を記載するべきだと述べ、ロシア、NZ、スイス、及びG77+China等から賛同を得た。しかし、カナダはTARが既に諸々の報告書を評価して作成されたものであることを指摘し反対した。EUはどの報告書を入れたとしても、それらの情報をどのように利用するのかに問題があると述べた。又、以上の文書を利用して事務局に（ゼロ次案にあった「作業プログラム」ではなく）「情報文書(information document)」を用意するように要請している1次案に対して、中国、インド、サウジ等は不要と述べ当事項が含まれているパラグラフを削除するよう求めた。しかし、日本、カナダ及びEUは反対した。次に、適応と緩和について1つのagenda itemのもとで検討するべきか、2つのagenda itemsに分けて検討するべきかという問題に対し、G77+Chinaは適応と緩和を統合的に検討することを避けたいため、2つに分けて検討することを要請したが、ノルウェーやEU等に反対された。又、適応・緩和に関連する統合事項及び横断的事項についてSBSTAが今後探求(explore)することを記載した1次案に対してもG77+Chinaから反対意見が述べられたが、ノルウェー及びロシアは賛成し、横断的事項に条約2条の問題も含めることを主張した。日本からはデリでその重要性が認識された「持続的発展」についても取り上げるよう要請された。

翌10日には2回のコンタクトグループが開催され、1回目はWarrilow共同議長の采配の下、1次案の検討(続き)及び同共同議長から作業プログラムに入れたい事項を書き込むようにと配られた表について検討が行われた。

表を作成することに対し、USは作業の優先順位(政治的に敏感な事項)が不明確になることを懸念し、それが交渉テキストのベースとなることに反対し、EU及びG77+Chinaから賛同を得た。NZ及びEUは「何を行うか」よりも長期的な「目的」について議論すべきことを主張した。SBSTA19で作業プログラム及び将来の作業範囲について検討することを要請したパラに関しては、サウジ及びUSが反対したが、カナダは大まかな事項だけでも合意する必要性を述べた。日本は作業プログラムを作成することについて賛成したが、ツバル、AOSIS、ロシア、スイスは「作業プログラム」という言葉に反対し、「将来の作業の要素」と記載するよう主張した。

8月15日までに各国に作業プログラムに含めることが出来る要素(トピックの名前、活動、誰が行うか等)について意見提出を求め、事務局に編纂することを求めている点に対しては、NZ、ツバル、モーリシャス及びスイスが賛成したが、実際に作業プログラム自体を作成することは無理だと述べた。中国は2-3ヶ月のうちに意見を提出するのは難しいとして結論は出せないと述べた。又、将来の作業範囲を決定することはトップダウン方式だが作業プログラムはボトムアップ方式であるため、全く異なるプロセスを同時に行おうとしている事に対し懸念を示した。

SBSTA19直前にinter-sessional consultationを開催し、IPCC及び民間関係者と適応、緩和及び横断的事項と統合事項について意見交換することに関して、日本及びUSは賛成したが、G77+Chinaはそのコンサルテーションの目的が明確でないことに懸念を示し反対した。又、EUは、範囲を限定せずにもっと広い範囲の意見交換にすべきと述べた。

最後に、再び適応及び緩和について1つのagenda itemの下で検討するかどうかについて検討され、NZ、ノルウェー、オーストラリア、USが妥協して2つに分けるという途上国案に賛成した。ただし、統合事項に関してはEU、ノルウェー、及びロシア等がその重要性を指摘し、共同議長もSBSTA16結論でも既にその件について触れられていることを指摘した。しかし、サウジは引き続き統合事項についての検討を反対した。

10日2回目のコンタクトグループでは、新しい共同議長案(第2次案)が提示され、それを元に議論が進められた。NZからは新しく結論案が提示されたが、それでもなお各国意見がまとまらず同じような議論が続いた。

以上の議論及びその後のinformal consultationの結果(最終的にはSBSTA議長案が提示された模様)合意された結論案は、殆ど途上国及びUSの主張を呑んだ形で以下のようにまとめられた：

- 1) SBSTAで検討する文書はTARだけではなく、その他の妥当と思われる情報も含む。
- 2) SBSTA19までに同議題の下で検討を行いSBSTA20からは適応と脆弱性、及び緩和の科学的、技術的及び社会経済的影響について2のagenda itemsの下でそれぞれ検討する。
- 3) 前述のagenda itemsで扱う要素・優先度・範囲について2003年10月30日までに各国は意見を提出し、事務局は意見を編纂した報告書をSBSTA19までに作成する。
- 4) SBSTA19直前にpre-sessional consultationをIPCC及び関係者で行い2つのagenda items

をどのように検討していくかについて意見交換を行う。

先進国等の意見が取り入れられた数少ない部分としては、「適応と緩和の両者の観点は条約 2 条、持続可能な発展に貢献する」と結論案に含まれたことと、2つの agenda items を検討する上でそれらのリンクの可能性について「留意」することが合意された点の2つである。SBSTA 全体会合では、ロシアや EU 等から不満が述べられたものの、前述のとおり結論案が採択された。次回の SBSTA19 では決議案を作成し COP9 での採択を目指すこととなる。

(蛭田 伊吹)

2.2 第 1 約束期間の吸収源 CDM 活動の定義と方法

COP7 で吸収源 CDM の大枠が決定されて以降、SBSTA は第 1 約束期間の吸収源 CDM 活動の詳細な定義と方法を、排出源 CDM 活動の方法と手順(M&P)の Annex(決議 17/CP.7、FCCC/CP/2001/13/Add.2)を反映する形で COP9 までに作成し同会合への提言(COP/MOP1 での採択)するよう要請されている(決議 11/CP.7 及び 17/CP.7)。それを受け SBSTA16 (2002 年 6 月)では、当事項の委託事項及び作業計画が決定され、SBSTA17 では UNFCCC 事務局によって作成された非永続性・ベースライン・追加性・リーケージ・社会経済的及び環境的影響に対処する方法に関するオプションペーパー(各国意見は FCCC/SBSTA/2002/MISC.22、同 Add.1~4、オプションペーパーは FCCC/SBSTA/2003/6、及び FCCC/SBSTA/2003/7)を基に議論が進められた。又、2003 年 2 月にはブラジル・イグアスでワークショップが開催され(ワークショップの報告書は FCCC/SBSTA/2003/8)、SBSTA18 までに各国意見を反映した統合テキスト草案を作成することを決定した(各国提出文書は FCCC/SBSTA/2003/MISC.5、統合テキスト草案は FCCC/SBSTA/2003/4)。

そのようにして迎えた SBSTA18 では、初日の SBSTA 全体会合にて、以前から吸収源 CDM のコンタクトグループ及びワークショップ等の共同議長を務めている Thelma Krug 氏(ブラジル)からイグアスで開催されたワークショップの内容を含む吸収源 CDM に関する議論の進捗状況が説明された。又、UNFCCC 事務局からは、各国の意見を元に CDM の手法及び手順(M&P)の附属書としての統合テキストが作成されたことが発表された。

Krug 共同議長の発表に対し、スイス等からは CBD 等他の多国間環境条約との協力が主張され、その他各国からも吸収源 CDM の取り扱いについて意見が述べられた。SBSTA 議長は、従来どおり Krug 氏及び Karten Sach 氏(ドイツ)の共同議長の下コンタクトグループを設置し、6 月 11 日までに結論案の作成を要請した。

コンタクトグループ会合は、会期中 6 回開催され、最初の実質的な議論は 5 日コンタクトグループにて、特に非永続性について行われた。オプションの中心となっているのは、もともとコロンビアが提案し、後に EU が発展させた temporary CER (tCER、SB18 での議論後、「吸収源」という意味を込めて rCER と呼ばれるようになった。)とカナダが提案している保険つき CER (iCER) の 2 つであり、どちらもそれぞれ問題があることは全体としても認識されているが、どちらか一つに絞るのも十分でないという EU やツバルから意見が出た。iCER に関しては、カナダが 1)保険会社の信任を national insurance regulator に任せる、2)吸収源が消滅した場合は 120 日間以内に保険会社が補償する、3)保険会社が補償できない場合は、その rCER を保有している締約国が替わりのものに置き換えるという新しい提案を提出してきたが、national insurance regulator に関してはマレーシア等が懸念を表明した。又、全体的にも保険を CER に附帯するだけでは非永続性の問題は究極的には解決できないという意見が多かった。カナダ自身も提案について更なる推敲が必要なことを認め各国の意見を募っていた。

9 日のコンタクトグループでは、共同議長がまとめた吸収源 CDM の手法と手順草案の特に「有効化及び登録」について、既に表明されているオプションを更に整理しスリム化することを目的に各国の意見聴衆が行われた。しかし、ボリビアが社会への影響の評価方法に合意することは不可能だとして当問題に関するテキストを削除するように要請する等、多くの国から新たなテキストや考え方を提案する意見が多く述べられた。又、マレーシアからは、現地の利害関係者がプロジェクト設計に関係することについて懸念が表明された。

11 日のコンタクトグループでは、まず Project Boundary、Baseline net removals、Actual net removals についてニュージーランド、フランス、マレーシア、ブラジル、カナダの共同提案が紹介された。当提案には、それぞれの用語の定義が 5 つのオプションにまとめられており概要は以下のとおりである(炭素プールに関しては既に合意されている。なお、どのオプションも今後変更される可能性あり)：

Option	Project Boundary	Baseline net removals	Actual net removals
1	A/R プロジェクトの地理的な輪郭を描く。〔プロジェクトは1つ以上の分離した土地を含んでもよい。〕プロジェクト参加者は、透明で検証可能な情報を元にプロジェクトが特定のプールのストックを低下させないと証明できれば、その特定のプールを対象からはずしてもよい。	A/R プロジェクトがない場合に予想される、プロジェクト・バウンダリー内の炭素プールにおける変化の和。プロジェクト参加者は特定のプールが吸収源でないと証明できればそのプールを含めなくてもよい。	A/R プロジェクトに帰する、プロジェクト・バウンダリー内の炭素プールにおける変化の和。プロジェクト参加者は特定のプールが排出源でないと証明できればそのプールを含めなくてもよい。
2	同 Option 1	(プロジェクトがなかった場合予測される、バウンダリー内の炭素プールにおけるストック変化の和) - (プロジェクトがなかった場合予測される、KP Annex A の GHG の排出)。参加者は特定のプールが吸収源でないと証明できればそのプールを含めなくてもよい。	(プロジェクトに帰する、バウンダリー内の炭素プールにおけるストック変化の和) - (プロジェクトに帰する、KP Annex A の GHG の排出)。参加者は特定のプールが排出源でないと証明できればそのプールを含めなくてもよい。
3	Option 1+以下 バウンダリーはプロジェクトによって出現する、又は増加されると予測される KP Annex A の GHG 排出源のみを含む。	同 Option 2	同 Option 2
4	同 Option 1	同 Option 1	同 Option 2
5	同 Option 1	Option 1 or 2	Option 1 or 2

以上の提案に対し、EU 等はベースラインと実際の net removals の特定プールの除外について、「含む (include)」ではなく「計算する (account)」と変更した方が概念的には明確だという提案をし、NZ やツバルは賛成したが、マレーシアやボリビアは、account という言葉はクレジットに使うべきであるとして反対した。又、日本からは排出源がどのぐらいの期間除外されるのかという質問が出され、NZ よりモニタリングレポートによると返答された。ノルウェーからは、ベースラインと実際の炭素プールは対称であるべきと主張された。オプションの内容以外に、Krug 共同議長から「新規植林、及び/又は、再植林プロジェクト活動」という言い方は正しいのか (バウンダリーではなく、プロジェクト活動に新規植林と再植林をまとめて実施しても良いのか) という議題が提示されたが、ボリビア、カナダ、マレーシア、チリ等多くの国は「及び/又は」という表記で正しいと主張し、ツバルがそれぞれの定義が明確になってから決定した方が良いと述べた。

次にモニタリングについても議論が行われ、Krug 共同議長から、リーケージを「最小化」及び「コントロール」するというコンセプトは正しいのかという議題が提示された (吸収源 CDM M&P ドラフトには、リーケージを最小化及びコントロールするためにメソッドを提示し、そのモニタリングを行うという記述がある。FCCC/SBSTA/2003/L.13 Annex Para.28)。それに対しチリ及びカナダは懸念を示した。又、Krug 共同議長からモニタリングの実施について、COP で採択された IPCC の LULUCF グッドプラクティス・ガイダンスを「考慮する(taking into account)」又は「従う(in accordance with)」ようにというオプションが併記されている点について、まだ完成していないものに対してこのように参照しても良いのかと議題が提示され、ブラジルは懸念を示した。

最後に EU、ノルウェー、スイスによって作成された M&P 草案の appendix E(CDM プロジェクトの環境的、社会経済的影響について)が提示され、カナダ、NZ、日本、セネガルから環境影響を評価する際に

締約国が提示する必要がある事項について懸念が表明された。Sach 共同議長は、吸収源 CDM M&P の COP9 での採択を可能にするため、今後 COP9 までの間に締約国間で頻繁に意見交換をするよう求めた。

12 日に行われた最後のコンタクトグループでは、SBSTA18 に提出される結論案が発表された。結論案には、以上の議論から共同議長がまとめた吸収源 CDM M&P 案 (FCCC/SBSTA/2003/L.13 の Annex) を今後の交渉のベースとなるテキストとして扱うこと、及び SBSTA19 直前に pre-sessional consultation を行い、交渉を進める旨が記述されており、そのまま合意された。(特にセネガルからは吸収源小規模 CDM の M&P について、CDM 理事会にパネルを新規に立ち上げて検討することを COP9 時の決議で要請するよう求めた。しかし、小規模 CDM についてはまだ検討中であることからその議論は COP9 に延期された。) 又、吸収源 CDM M&P (共同議長案) はすべてがまだ変更可能であることが確認され、今後 COP9 に向けて修正を行うことが確認された。

SBSTA 全体会合では当結論案が問題なく採択された。今後は、SBSTA18 で検討されなかった再植林の基準年、クレジット発生期間、追加性の基準、小規模 CDM について更に議論していく等、SBSTA19 での吸収源 CDM ルールの完成及び COP9 での採択に向けて各国間で活発な議論が行われる予定である。

2.3 土地利用、土地利用変化、林業 (LULUCF) に関するグッドプラクティスおよび他の情報

SBSTA18 では、IPCC における LULUCF 部門の純炭素ストック変化及び人為的な温室効果ガスの排出・吸収の計測・見積・不確実性評価・モニタリング・報告に関するグッドプラクティス・ガイダンス (GPG) 及び不確実性管理についての報告書 (タスク 1)、並びにその他の作業 (人為的な森林の土地劣化とその他の植生タイプの消失の定義及びこれらの活動結果による排出のインベントリーと報告の手法オプションの作成 (タスク 2)、炭素ストック変化への直接的人為的影響、間接的人為的影響、及び自然効果を識別する実践的方法論の作成 (タスク 3)) の進捗状況について、平石 IPCC TFI 共同議長から報告があり、その報告を元に今後の対応について SBSTA 議長によって informal consultation が行われた。

初日の全体会合では、まず事務局から当議題に関する背景等が説明され、特に木材と紙製品に関する炭素ストックの変化見積もりの方法論について (各国意見は FCCC/SBSTA/2003/Misc.1 及び同 Add.1)、SBSTA19 までに小グループで技術報告書 (technical paper) を作成することが述べられた (実質的な議論は含まれない)。

次に平石 IPCC TFI 共同議長は、COP7 にて作成を要請されたタスク 1 及びタスク 2 について、6 月 27 日まで第 2 回専門家・政府レビューを行っており、ほぼ作成の最終段階に入ったことを報告した。第 1 回レビューでは 6000 件ものコメントが提出され、それらの一つ一つが考慮されている。特にタスク 1 に関しては、地上と地下の炭素の関連付けを可能にしつつ Revised 96 ガイドラインとの比較も可能にする報告形式や、一貫した土地表示による重複カウントの回避等に関する方法論的アドバイス等が含まれている。又、今までデータを取っていない管理湿地 (managed wetland) 等 IPCC ガイドラインで触れられているもの方法論が提示されていないもの等に関しては、Annex に含めることによってまだ移行的な位置づけだということを示していることも報告された。タスク 2 には、土地劣化及び植生タイプの消失を特定する方法論や、それらを引き起こすプロセスの検討等が提示されている。これら 2 つの報告書は IPCC 第 21 回総会 (2003 年 11 月 3~7 日、ウィーン) にて採択され、COP9 に提出される予定となっている。タスク 3 については、第 1 回専門家会合 (2002 年 9 月 16~18 日、ジュネーブ) にて委任条項案、目次案、作業計画案等を作成したことや、2003 年 7 月 21~23 日に「陸地炭素ストック」会合を開催されることが報告された。この後タスク 3 をどのように進めていくかは、IPCC 第 21 回総会にて決定される (詳細は http://www.ipcc.ch/press/SBSTA18_LULUCF_statement.pdf 参照)。

最後に FAO が、自ら議長を務める「森林協働パートナーシップ (CPF)」について FAO ウェブサイトから森林関係情報へのアクセスを提供していることを発表した上で、今後は情報の重複をなくし、更に質の高い情報を提供できるようにすると述べた。

事務局及び平石氏の口頭報告及びを受けて、各国は主にタスク 3 と木材と紙製品に関する炭素ストックの変化見積もりの方法論について意見を述べた。特に、日本は将来の作業に関する議論を行う上でのタスク 3 の役割の重要性を指摘し、その作成活動が遅れていることに懸念を示した。しかし、カナダは、タスク 3 について第 1 約束期間には影響がないことからむしろ COP11 まで完成時期を延期してじっくり時間をかけて作成するよう提案した。又、木材と紙製品に関する炭素ストックの変化見積もりの方法論については、カナダが更なる情報を提供したい旨を述べ、文書を通して事務局に伝えることとなった (FCCC/SBSTA/2003/MISC.1/Add.2)。

上記の報告及び意見、並びに informal consultation を行った結果、SBSTA 議長は結論案をまとめ（以下参照）SBSTA にて合意された。

結論案（抜粋）

タスク 1

LULUCF GPG の Annex 又は Appendix に木材製品に蓄えられている炭素変化の予測方法を含める可能性について留意した上で、IPCC に SBSTA19 にて LULUCF GPG の完成版を提出してもらい、COP9 で採択する。

同じく SB19 にて当 GPG に関するサイドイベントを開催する。

事務局に LULUCF の共通報告フォーマット草案を用意してもらい SBSTA19 で検討する。

タスク 3

SBSTA19 にて、IPCC によるレビュープロセスを含む進捗状況を報告する。

SBSTA21 までに IPCC に当報告書を SBSTA に提出してもらう。

木材と紙製品に関する炭素ストックの変化見積もりの方法論、その他

木材と紙製品に関する炭素ストックの変化見積もりの方法論については、SBSTA19 及びその後の会合にて引き続き検討を行う。

LULUCF 関連事項に関して、事務局は更に CPF と協力することを奨励する。

各国意見

ブラジル IPCC の貢献は科学的な事実を知る意味で非常に重要である。タスク 3 に関してはその報告書が完成するまで、それに関連する決定事項は行うのを控えるべき。

スイス 木材に関しての議論は重要であるが、時期尚早である。

EU タスク 3 は政策的にも重要な報告書であるため、COP10 までにアドバイスが得られることを望む。

日本 タスク 3 は将来の作業に関する議論において非常に重要であるが、現在作業が遅れているようなので予定通りに進めてもらいたい。

チリ GPG の中で不確実性の measure を示していることは良いこと。タスク 1 及び 2 に関しては COP9 までの完成を望む。

カナダ ボン合意で決定したとおりタスク 3 は第 1 約束期間には関係しない。タスク 3 を行うのは非常に時間がかかるため、COP11 まで完成時期を延期させた方が良くはないか。

US IPCC と FAO の用語の定義等について話し合い、IPCC だけの独特の測定にならないようにしてほしい。

オーストラリア タスク 1 についてもともとオプションなものは、新しい GPG でもそのまま維持されるように求める。

(蛭田 伊吹)

2.4 条約及び京都議定書における方法論的作業のレビュー

SBSTA17 において、現在実施されている方法論的活動の検討、及び将来の作業に対する戦略的なアプローチの開発が、将来の条約及び京都議定書の実施のためになるという結論に達した。また、SBSTA17 は各国の本議題に対して、検討すべき作業や方法等に関する意見の提出を求めた。UNFCCC 事務局がまとめた各国意見によると（事務局レポートは FCCC/SBSTA/2002/INF.1、各国意見は FCCC/SBSTA/2003/MISC.3）、今後の検討を進めるべき作業プログラムとして、以下の 5 つをリスト化している。

- ① 温室効果ガスインベントリー（1996 年改訂ガイドラインの改訂作業、LULUCF グッドプラクティス・ガイダンス、国際航空海上輸送における GHG 排出量算定、5, 7, 8 条ガイドラインおよび登録簿等）、
- ② 温室効果ガス排出および吸収の予測（附属書 I 締約国の国別報告書の編集、予測の分析）
- ③ 政策措置の評価（同上、開発途上国に対する社会経済的悪影響の考慮、CDM での経験の共有化）
- ④ 緩和・適応技術の評価（TT-Clear の改善、IPCC による CO2 回収・固定化報告書の検討、情報の頒布）
- ⑤ 気候変動による影響・脆弱性・適応の評価（情報の頒布）
- ⑥ その他の作業（非附属書 I 国の国別報告書作成や気候変動への歴史的寄与度評価に関するブラジ

ル提案)

SBSTA18 では方法論的作業の実施についての「対象、方法、実施者、優先順位」および考えられる作業プログラムについて議論することになっていた。6月4日の第一回本会合において、「1996年版 IPCC グッドプラクティスガイドライン改訂版」の改訂作業の進捗状況について、IPCC・TFI 議長の平石氏からについての報告が行なわれた後、今後、改善していくべき方法論について各国が意見を表明した。戦略的アプローチについては、EUが短期／中期／長期に分けること、温室効果ガスインベントリ、PAMs のグッドプラクティスの共有、排出量の予測に関する作業を改善していくことを求めた。日本は、データは十分にあるもののそのアクセスをさらに容易にすることを求めた。米国は情報交換とその方法論の改善を求めると同時にすべてを統一の方法で実施することに対する懸念を表明した。一方、サウジアラビアは気候変動に対する対応措置がどのように悪影響を及ぼしているかを特定するガイドラインの必要性を指摘し、G77 中国は途上国に対する適応にもっと注意を向けるように呼びかけた。各国の意見の後、SBSTA 議長は、「方法論の作業の改善」「情報のニーズへの対応」は UNFCCC 事務局では引き受けきれないので様々な国際機関の貢献が必要であり、今後どのように、まただれが実施していくのかを特定していくことを求めた。

本件については Dovland 氏（ノルウェー）のもとで非公式折衝を行なわれ、12日の第5回全体会合に結論文が提出された（FCCC/SBSTA/2003/L.8）。結論文に添付された、「将来の作業計画に関する要素」一覧表（Annex；A=既存の、計画中の活動に基づく作業、B=新たな作業に関する締約国による初期提案、C=クラスターと考えられる作業の間のクロスリファレンス）については、現在も作業継続中であり合意がなされていないことを意味する「括弧書き」のまま採択された。結論文の概要は以下の通りである。

- SBSTA は、UNFCCC 事務局に提出された方法論の見直し作業に関する各国意見（FCCC/SBSTA/2002/INF.1、FCCC/SBSTA/2003/MISC.3）を留意する。
- SBSTA は、気候変動枠組み条約・京都議定書の実施、及び将来の気候変動の決定や改善において、方法論の作業はすべての締約国に利益をもたらすことを留意する。また、重複を避け、相乗効果を最大限にするために方法論作業を効率的に運営する必要性にも留意する。
- SBSTA は、信頼できる情報の重要性に留意する。SBSTA は UNFCCC 事務局に対して、既存の入手可能な排出データや関連する社会経済データに関するレポートを準備するとともに、データインターフェースの開発を進めることを要請した。これらは、SBSTA19 において議論される。
- 将来の作業プログラムについては、SBSTA19 において継続審議する。このために、各締約国に2003年8月15日までに本件に関する意見を提出するように要請した。
- SBSTA は、IPCC に対して、1996年版 IPCC グッドプラクティスガイドライン改訂版に作業において、各国意見に留意するとともに、改訂作業状況を SBSTA19 及びこれ以降の会合で報告するように要請した。

（高橋 浩之）

2.5 京都議定書7条4項（登録簿）関連事項

COP8 において登録簿システムの基本的な部分に関する「一般設計仕様」を採択したのを受けて（決議24/CP.8）、UNFCCC 事務局は COP10 までに取引ログの開発を終了することを念頭におき、登録簿システムの「機能的仕様（データ交換に必要な要素の特定）」「技術的仕様（データ交換を可能にする方法の特定）」の構築を実施している。SB18 直前の6月2日にボンにおいて、これらの作業を促進すること、及び UNFCCC 事務局、専門家、締約国間における登録簿システム開発の情報交換のために、Ward 氏（ニュージーランド）が議長を務める会合間協議（inter-sessional consultation）が開催された²。

6月4日の SBSTA 第一回会合での Ward 議長報告、及び会期中に公表された報告書（FCCC/SBSTA/2003/INF.6）によると、この会合間協議には、24の附属書I国・5つの非附属書I国から約50名が参加し、UNFCCC 事務局が作成した「データ交換の機能的仕様草案」、「取引ログの機能的仕様草案」、「用語・略語」の3つのテキストからなる作業文書（working paper No.9）に沿って意見交換が行なわれた。その結果、登録簿システム及び取引ログの技術的仕様の要素等を明確化するとともに、今後各国の国別登録簿開発を促進するためにも、2003年後半に明らかになる技術的仕様の準備が重要にな

² 詳細は右記参照のこと。 <http://unfccc.int/sessions/workshop/020603r/index.html>

ってくるのが指摘された。また、UNFCCC 事務局から、50万米ドル～200万米ドル(約6,000万円～2億3千万円)という取引ログ開発のための予算見積概略が紹介され、締約国に資金捻出への貢献が要請された。同協議では、日本をはじめ、欧州委員会(EU)、オランダ、ニュージーランド、スイス、英国の国別登録簿開発状況の説明が実施された。各国代表は、データ交換の手順の明確化が、2003年中の国別登録簿開発に欠かせないことを強調した。

SBSTA18では、Ward議長による関係者間での非公式折衝が実施され、最終日までに結論文(FCCC/SBSTA/2003/L.6)が用意された。この結論文によると、登録簿システム間のデータ交換のための技術基準を2003年中に終了するために、附属書II国に対して適切な資金捻出を要請している。

【COP9までの作業】

- ・ COP9直前に会合間協議を開催する予定。
- ・ COP9において、UNFCCC事務局より登録簿システムの技術基準の機能的・技術的仕様の開発状況に関する報告を実施。

(高橋 浩之)

2.6 附属書I締約国における政策措置(PAMs)

UNFCCCでは、附属書I国に対して議定書目標達成のために、自国で気候変動に対処するための政策措置を実施するように求めている。実施する政策措置を特定および義務化はしてはいないものの、「エネルギー効率化向上」「吸収源の保護と強化」「持続可能な農業の促進」「再生可能エネルギーの促進」等8つの指標的リストが提示されている。COP7において、各国で実施されている温暖化緩和措置における政策措置に関する情報の共有化を図ることが、持続可能な開発と議定書の目標の達成に向けて経済的な政策手法を特定するために効果的であると確認され、必要に応じて産業界及びNGOも参画したうえでSBSTAがその作業を実施していくことが決定された(決議13/CP.7)。この決定の受けて、SBSTA17前に本議題に関するワークショップが開催され、SBSTAは決議13/CP.7に基づく作業を開始するとともに、さらなる作業の議論を実施したが、SBSTA17では本議題の作業は完了することが出来なかった(関連文書はFCCC/SBATA/2002/INF.13、FCCC/SBATA/2003/MISC.19、FCCC/WEB/2003/11、およびFCCC/SBI/2003/7/Add.2)。SBSTA18では、上記の関連文書に関して議論するとともに、必要に応じてCOP9およびCOP/MOP1に提言する決議案を採択することになっていた。

本件については、SBSTA第3回全体会合において、UNFCCC事務局からPAMsに関してアップデートされた情報について報告が行われた。SBSTA議長は、今後重点を置く作業として「情報交換の改善」「評価の方法論の改善」の選択肢を提示し、各国の意見を求めた。主な意見は下記の通り。

サウジアラビア (G77 中国); 緩和措置に関するPAMsの議論は先進国に限定すべき。対応措置による悪影響に関するワークショップ開催やその定量化作業が進んでいないのは遺憾。悪影響の評価をせずにPAMsの議論は出来ない。またコンタクトグループにするか非公式折衝にするかという議長判断の規準の明確化を求めた。検討事項を衡平に取り扱う様に強く要求。

スイス; PAMsに対して先進国はもっと注意を払うべき。情報の交換が重要。方法論の議論は時期尚早。

日本; ウェブベースの情報交換を支持。PAMsは自己評価に基づくべき(豪州が支持)。

米国; PAMsに関する情報交換は価値がある。持続可能な開発に貢献するPAMsが重要。この問題に関する議題の重複に注意を払う必要がある。

ギリシャ (EU); 税、規制、排出量取引等PAMsの「グッドプラクティス」の頒布、情報交換が重要。

SBSTA17では合意できなかった今後の作業について「明確なガイダンス」(SBSTA議長)を策定することも目指して、Muyangi氏(タンザニア)とTerrill氏(豪州)の議長によるコンタクトグループで検討されることになった。コンタクトグループでは、情報交換の場を設けようとするEU・米国の提案に対して、G77+中国は、政策措置の情報交換は先進国に限って行うべきであるとともに、まず先進国の政策措置による悪影響を検討すべきであると主張し双方が鋭く対立した。最後まで妥協に向けた議論が行なわれたが、12日に公表された結論文は長く集中的に実施された議論の成果を反映することなく、以下の3つのパラグラフからなるもので、長次官に及んだ交渉の結果を反映することなく、実質的な進展は全く見られなかった(FCCC/SBSTA/2003/L.12)。

- ・ SBSTAは、決議13/CP.7実施における進展を歓迎する。
- ・ すべての締約国は、決議13/CP.7実施が引き続き重要であることに同意する。

- ・ SBSTA は、本議題を SBSTA19 でも検討することに同意する。

【温室効果ガス低排出エネルギー輸出に関するカナダ提案】

SBSTA16 における温室効果ガス低排出エネルギー輸出 (cleaner or less-GHG-emitting energy) に関するカナダ提案について、SBSTA17 に引き続き議論された (提案内容は FCCC/SBSTA/2002/MISC.3、Add.1 および Add.2)。SBSTA18 では、カナダが SBSTA17 時とは異なる決議案 (FCCC/SBSTA/2003/Misc.7) を提出した。決議案には、クリーンなエネルギー輸出について研究を要請する旨が含まれているが、必ずしも第一約束期間にこだわらず第二約束期間以降の検討課題として取り扱うように要請している。当案に対しロシアは支持を示し、ロシアが WTO に加盟した暁にはその立場からもカナダ案を支援することを表明したが、他の締約国の賛同は得られなかった。本件については非公式折衝が設けられたが、合意を得ることが出来ず次回に持ち越しとなった (FCCC/SBSTA/2003/L.11)。

【京都議定書 2 条 3 項の実施に関するサウジアラビア提案】

議定書 2 条 3 項は附属書 I 締約国の政策措置は「他の締約国に対する環境上、社会経済上の悪影響を最小限にするような方法で」実施されなければならないとしている。附属書 I 国の政策措置が化石燃料の消費を減少させることによる社会経済的な悪影響を懸念している産油国を代表して、SBSTA16 においてサウジアラビアがこの問題に関するワークショップ等の開催を求める提案を行った。SBSTA16 で京都議定書 2 条 3 項に関する問題の初期の意見交換を実施した。その後、ワークショップの必要性、時期、要素や SBSTA19 前に初期ワークショップ開催の可能性について議論したが、SBSTA17 では合意できなかった。

附属書 I 国による気候変動対応措置に伴う経済社会的な悪影響の最小化に関しては、G77 中国が SBSTA で定期的に検討すること、SBSTA19 前にワークショップを行くこと、並びに途上国が悪影響に対してどのような対処を行えばよいのか、及びスピルオーバー効果の特定について COP9 で決議案を作成し、COP/MOP1 で採択するという 3 点を提案した。サウジアラビアの当案に対し EU、カナダは京都議定書 2 条 3 項の元でこの議論を行う必要はないとして反対した。本件については、上記カナダ提案と合同の非公式折衝が設けられたが、合意を得ることが出来ず次回に持ち越しとなった (結論文 FCCC/SBSTA/2003/L.10 及び G 7 7+中国の提案 FCCC/SBSTA/2003/Misc.8)。

G 7 7+中国の提案 FCCC/SBSTA/2003/Misc.8 の概要

G77+中国は、本件に関する作業として以下の 4 つを提案する。

- ・ 本件が今回から毎回の検討事項とすること
- ・ UNFCCC 事務局は、議定書 2 条 3 項に基づいた政策措置に関する開発途上国における影響を取りまとめること
- ・ SBSTA19 に先だって、本件に関する第一回ワークショップ開催を検討すること
- ・ COP/MOP1 での議論のために、初期行動案に関する決議案を COP9 で検討すること

この条項を実施するために、下記の部分が重要であると説明した。

- ・ 先進締約国は、開発途上締約国における悪影響を最小限にするために何が出来るか
- ・ 開発途上国がそのような影響に適応するために、先進締約国はどうすべきか
- ・ 政策措置によるスピルオーバー効果とは何か、また、気候変動による悪影響、開発途上国の国際取引の社会・環境・経済的における悪影響を含む、悪影響を最小化するための

(高橋 浩之)

2.7 技術開発と移転

当議題に関しては、まず全体会合にて技術移転に関する専門家グループ (EGTT) の William Agyemang-Bonsu 議長 (ガーナ) から第 3 回会合の報告があり、2003 年 4 月 9~10 日にゲント (ベルギー) で行われた「技術移転を可能にする環境に関するワークショップ」が開催されたこと (<http://unfccc.int/sessions/workshop/090403/index.html>)、及び、技術報告書“Enabling Environment for Technology Transfer” (FCCC/TP/2003/2) が作成されたことが発表された。

ワークショップでは各国政府、国際機関、及び NGO からの専門家、並びに民間からの代表が技術開発及び移転を可能にする環境作りを促進するための活動について経験等から意見交換を行い、技術移転の障壁及びその克服方法等について検討を行った。Bonsu 議長からは、ワークショップ及び技術報告書の結論として、1)様々な利害関係者の関与の重要性 (特に政府の役割は大きい)、2)国際機関とのパートナーシッ

プ等（問題のタイムリーな検討）、及び3)それを促進する環境の3点が技術移転には不可欠であることが述べられた。又、技術開発及び移転は非常に重要な問題であることから、COP9にてハイレベル会合の議題にすることが提言された。

各国はEGTTの成果、及びエヴィアン・サミットでEGTTの作業が言及されたことを歓迎するとともに、「環境作り」の透明性確保のために多様な利害関係者（特に民間セクター）の参加（EU、カナダ、G77+China）、長期的投資（カナダ、日本、G77+China）、の必要性を再確認した。又G77+Chinaは、技術開発・移転が途上国にとって非常に大きな意味がある点、著作権の規定は既に厳しすぎる点、情報への円滑なアクセスを更に向上させたい点を述べ、EGTTの提言の通りハイレベル会合で議論することに賛成し、その他にもワークショップを行うことを提言した。更にTT: CLEARについて更に他情報交換センターとのリンクを拡充すること、並びに技術ニーズ評価の後、必要な技術に対応する資金メカニズムのあり方について議論及び更なるガイダンスが必要なことを強調した。モーリシャスは技術移転だけでなく技術開発の重要性を主張し、パートナーシップを組んで技術開発を行うことで、現地のキャパシティビルディングにも貢献することを主張した。日本は、CTIとEGTTが共同で現在技術移転イニシアティブについて検討を行っている事に言及し、COP9までに有意義なインプットが出来ることを述べた。SBSTA議長は、以上の報告及び意見を受けて、Terry Carrington氏（英国）及びKishon Kumar Singh氏（トリニダッド・アンド・トバゴ）による共同議長の下、非公開折衝を行うよう求めた。

6月12日の全体会合では、Singh共同議長から3回の非公式折衝の結果が報告され、結論案（FCCC/SBSTA/2003/L.5）が提示された。結論案には、CTIとEGTTが2003～04年に技術ニーズ評価及び技術情報に関する地域ワークショップを最大3回開催するという申し入れを歓迎することに加え、EGTT及びUNFCCC事務局が、引き続き技術開発と移転のキャパシティビルディングに関する技術報告書の作成作業を続けSBSTA19までに完成させることについて記載されている。これは、COP9にてキャパシティビルディングの実施枠組みを見直す際に有用であることが期待されている。EGTTにはその他、1)特に環境に優しい適応技術の開発促進を将来の作業計画に盛り込むこと、及び2)エスポ（フィンランド）で開催される「他条約との協力及び相互作用に関するワークショップ」の結果を考慮して将来活動についてSBSTA19にて提言することが要請された。又、SBSTA事務局には、予算の許す範囲で1) COP9における「技術移転を促進する環境作りに関する官民（産業界）ラウンドテーブル会議」の開催、2) 2003年11月にデリ（インド）で開催予定されている技術イベントとEGTT特別会合の同時開催、3) TT: CLEAR、SANet及びCTI等とのリンク拡大作業が要請された。

その他、以下の点が結論案には記載されており、それらはすべて合意された。

- ・ 国際協力及びパートナーシップが技術移転を促進する方法だということに留意
- ・ 従来のように緩和技術だけではなく、適応技術の開発及び移転も奨励
- ・ 技術ニーズ評価方法論に関するハンドブック（UNDP及びEGTT）の迅速な完成を奨励
- ・ 技術ニーズ評価の提出を各国に要請（完成したものからTT: CLEARに掲載される。）

産業界NGOが、技術移転を可能にする環境作りについて業界別ワークショップを開催し意見交換を行うことを奨励（結果は事務局によってSBSTAで報告される。）

（蛭田 伊吹）

2.8 関連する国際組織との協力

当議題について、全体会合ではまずUNFCCC事務局から現状について説明があり、2003年7月2～4日にエスポ（フィンランド）にて、関連する国際組織と合同で「相互作用及び将来の協力分野等に関するワークショップ」を開催することが発表された。ワークショップの結果はSBSTA19で報告される。

その後United Nations Convention to Combat Desertification (UNCCD)、Convention on Biological Diversity (CBD)、ラムサール条約、Intergovernmental Panel on Climate Change (IPCC)、Food and Agriculture Organization (FAO)、及びThe World Conservation Union (IUCN)からそれぞれステートメントが読み上げられた。

UNCCDは、他機関との協力の促進に力を注いでいることを強調した上で、地元レベルまで浸透する活動を行うこと、環境条約それぞれの計画を統合することで相乗効果を得ること、炭素隔離・生物多様性の保護・湿地及び沿岸地域の復元の重要性を認識することを訴えた。

CBDは、CBD COP及びWSSDで2010年までに生物多様性の喪失率を大幅に削減するという目標が採択されたことに加え、UNFCCC及び京都議定書の発効による森林生物多様性への影響についてCBDの補

助機関 (SBSTTA) でレビューを行いその最終報告書“Inter-linkages between Biological Diversity and Climate Change and Advice on the Integration of Biodiversity Considerations into the Implementation of the United Nations Framework Convention on Climate Change and its Kyoto Protocol”を完成させたことを発表した。この報告書は、11月のSBSTTA会合及び2004年4月のCBD COP7にて更に深くレビューされ、UNFCCC COP9でも検討されることとなっている。

ラムサール条約は、“Climate change and wetlands: impacts, adaptation and mitigation”という技術報告書をSTRP(当条約の補助機関)の作業部会が作成したこと、又それをもとにUNFCCCのCOP8で検討したこと等、湿地と気候変動の問題への取り組みについて説明した。又、UNFCCC及びKPの発効が湿地へ深刻な被害を与えないよう、IPCCの将来作業に地域特定湿地データや気候変動に対する湿地の脆弱性についての研究を要請し、STRPには気候変動及びその他の影響が湿地とどのような関係にあるのかについて研究するための脆弱性評価方法論報告書を準備させていることも紹介された。更にIPCCには2005年のラムサール条約COP5までに気候変動と湿地の関係についての技術報告書を作成するよう要請し、今後どのようにこの問題を取り扱うかをIPCCとUNFCCCと検討する予定であることが述べられた。

IPCCはAR4(詳細はIPCC19とIPCC20のGISPRI参加報告書を参照、<http://www.gispri.or.jp/kanky/ipcc/ipccgispri.html>)の作成状況、第1回スコーピング会合の結果、及びワークショップ等について説明したのに続き、現在作成している代替フロンに関する特別報告書“The Technical Information On Practices And Technologies Relating To The Use Of HFCs And PFCs In Different Sectors”をモントリオール議定書のTEAPと協力して作成する旨を発表した(FCCC/SBSTA/2003/Misc.6)。又、炭素隔離及び貯蔵に関する特別報告書や、1996年改訂版IPCCガイドラインの更なる改訂版(IPCC21まで作成予定)を作成していることが発表された。

FAOは、特に気候変動による土地利用への影響を既に観測していることから、FAO内における気候変動に対する作業プログラムの拡大に賛成しており、他の国連機関やNGOにも技術的支援やIPCCのAR4の作成過程等で貢献していることを述べた。特にキャパシティビルディングについては、ここ2年程CDM等「気候変動と森林」という分野における中央アメリカのキャパシティビルディングの支援や、UNEP、IUCNと共同で南アメリカ及びアフリカにおける吸収源CDMの地域ワークショップを開催しており、2003年末にはアジアでも行う予定である。

IUCNは、FAOと同じくワークショップについて触れた後、“Change”という中央アメリカ・地中海・東南アジア・南部及び西部アフリカの地域意見交換をベースに作られた報告書、及び“Livelihoods and Climate Change”という環境経営がどのくらい適応能力を向上させ、コミュニティの脆弱性を削減することが出来るかについてまとめられた報告書について発表した。又、IUCNのレッド・リストに気候変動によって絶滅の危機にさらされている生物が7種しか登録されていないことに対し、それは現実ではないとして改善方法を探っていることも述べた。

以上の各団体のステートメントに対し、各国は各団体が相互に協力しあって活動を行っていくことに賛成するとともに、地域的観点及びキャパシティビルディングの重要性が途上国から再指摘された。又、WTOからのステートメントがなかったものの、スイスやカナダはWTOとの関係は重要であることから毎回UNFCCCの補助機関会合で報告を行って欲しい旨を述べた。しかし、SBSTA議長はその点については各国政府が直接WTOと行うべきであると述べた。又、カナダはUNFCCC事務局がWTO(貿易と環境委員会)の特別会合以外のセッションにも出席すべきではないかという意見を述べたが、議長は今のところはそのような意志はないことを述べた。日本からは、国際機関間で科学的情報の利用を最大化すべき意見が述べられ、特に湿地に関する活動で日本政府が支援を行う旨が発表された。

SBSTA議長はステートメント及び各国の意見から、結論案を自ら作成し全体会合にて提示した。結論案には、フィンランドで行われるワークショップの結果を考慮しつつSBSTA19でも引き続き国際機関間の協力について検討を継続していき、COP9に決議案を提出すること、及びAR4についてIPCCに各国から直接コメントを送ること(IPCC21までに)が記載され、合意された。

(蛭田 伊吹)

3 SBI18

COP8でEstrada氏(アルゼンチン)が議長を退いたのを受けて、SBI18では6月4日の第1回全体会合でStoyceva氏(ブルガリア)を議長に指名した。SBIでは、第1回会合において非附属書I締約国の国

別報告書に関する議案の取り扱いを巡って早速各国の意見が対立し、議案全体の採択を延期する等若干議事に混乱が見られた。その後、第2回会合において検討事項案から変更無く採択された後、6日夜までにまでに3回の全体会合を開催して各議題に関する意見交換を行うとともに、SBSTA 同様12日以降の全体会合における結論書及びCOP9決議案の合意に向けて、さらに小規模のコンタクトグループ、非公式グループ、及び非公式折衝で議論が続けられることになった。その後、SBSTA がすべての議題の採択を終了した後の13日正午前から各議題の結論を採択するためのSBI第4回全体会合が開催された。この全体会合では、この時点でも非公式協議を実施していた2004-05年度予算案を除いたすべての議題が順調に採択された³。尚、この会合の中で、ハンガリー環境・水大臣のCOP9議長就任要請正式受け入れが発表された。SBI第4回会合は13:00に一度散会した後、予算案の非公式折衝の終了を待って、第5全体会合で予算案の関する決議を行い、夜8時に今回のSBにおけるすべての作業を終了した。以下の主な話題の交渉内容、及び結果を概説する。

3.1 UNFCCC・京都議定書実施に関する2004-2005年度予算

本件は、今回のSBで最も交渉が難航した議題であった。UNFCCCの活動に関する2004年-05年の2年にわたる予算は、12月のCOP9で採択されることになっているが、その議論のキックオフとして4日のSBI全体会合でWaller-Hunter事務局長より事務局長予算案(FCCC/SBI/2003/5及び同Add.1)の説明が実施された。翌日の第2回SBI全体会合では、2002-03年度から約30%増加する予算案に対して、日本をはじめ先進国・途上国ともに多くの国が増大に懸念を示した。なかでも、ロシア代表団は京都議定書批准にあたってロシア政府の関心が「京都議定書実施にかかるコスト」であることを明言し、予算増大に対して強い懸念を表明した。その後、事務局と各国によるQAセッションが実施された後、本件は、Ashe氏(アンティグア・バーブーダ国連特使)のもと、6月6日以降5回の非公式グループ(公開)で議論が行なわれたが、最終日の時点でも予算編成・決議方法で6つの選択肢が残されており、12日午前に開催された第5回会合の途中からは、合意に向けて非公開で折衝が行なわれた。

京都議定書に参加しないことを明確にしている米国は、京都議定書準備・運営費用の明確化を求めるとともに、各国の分担率(indicative scale)や予算案をUNFCCC関連と議定書関連で明確に分けること、議定書準備・実施にかかる費用はCOP/MOP決議事項とすることを要求した。一方、EUはUNFCCCが京都議定書準備・運営を促進するためにも京都議定書が発効していない段階では、UNFCCC予算で京都議定書に関する活動を賄うことを求め、米国と鋭く対立した。議論では、米国が削除を求めた選択肢に対してEUが「唯一妥協する可能性がある選択肢」として、削除を拒否する等、合意点を見つけるのは厳しい作業と思われた。

最終的にSBI全体会合で合意されたCOP9決議案を含む結論書(FCCC/SBI/2003/L.14)には、2004-05年度予算案には京都議定書準備にかかる要素が含まれるものの、その承認はCOP/MOPにおける予算関連決議を侵害するものではないことに留意すること、また米国に対しては、京都議定書関連予算を除くUNFCCC関連予算が適応されることとなった。SBI19では事務局長修正予算案に基づく予算総額が議論され、COP9で予算案が決議される。

(高橋 浩之)

3.2 COP9開催方法

COP8において、COP9は2003年12月1日(月)~12日(金)に開催されることが決定し、その後イタリア・ミラノ“Fiera Congress Centre”で開催されることが正式に決定した⁴。京都議定書がCOP9までに発効しない場合の、検討事項案において考えられる要素の一覧、および補助機関・本会合のセッションにおける作業運営に関する提案が、FCCC/SBI/2003/2にまとめられている。SBSTA18では、UNFCCC事務局にガイダンスを提供するためにこの文書に基づき議論を実施する。

FCCC/SBI/2003/2 COP9 検討事項案テキスト概要
<ul style="list-style-type: none"> 京都議定書が発効しない場合のCOP9検討事項案(Annex I)、および暫定スケジュール(Annex II)が記載されている。閣僚級会合は会合後半の10日~12日に設定されている。 「条約4条2項(a)(b)の妥当性第2回レビュー」「議定書2条3項に関するサウジアラビア提

³ COP9はイタリア・ミラノで開催されるが議長の担当は東欧諸国から出すことになっていた。

⁴ COP9のホテル等に関する情報は右記のサイトを参照のこと。<http://www.lemarmotte.it/cop9/>

案)「クリーナーエネルギー輸出に関するカナダ提案」の3つは、COP8 決定にしたがって COP9 の検討事項案に入ることが決定している。

- ・ SBI18 では、閣僚級会合の開催方式(政治的声明、円卓会議)、および検討テーマが議論される。
- ・ COP 会合は、原則的には事務局の所在地(=ボン)で開催される。COP をボン以外で開催するにあたって発生する追加費用はホスト国が負担する。COP10(2004年11月29日～12月10日まで開催予定)開催地についてはCOP9 で決定する予定。(2002年から2007年までの会合スケジュールはCOP7ですでに採択されている)
- ・ 近年、COP および補助機関会合で取り扱う議題が拡大傾向にあり、COP 会合における時間調整が困難になっている。各国は2週間という現在の会期を延長することに対して消極的な姿勢を見せている一方で、京都議定書の発効に伴いさらにこの会合運営が難しくなることが予想されている。そこで、SBI において、①議題の選別・頻度、②補助機関の作業時間に猶予を与えるため COP 会合間のインターバルを18ヶ月あるいは2年に拡大する、③COP 会合ごとの閣僚級会合開催の要否、が議論するテーマにあがっている。

本件については、「COP9 開催方法」、「COP/MOP1 開催方法」、「将来のセッション期間」、「会合プロセス」という政府間会合の調整にかかる4つの検討課題を一まとめにして、Sach 氏(ドイツ環境・自然保護・原子力安全省)の議長によるコンタクトグループによる協議が実施された。11日にはコンタクトグループで合意された結論書案が公表された。13日の第6回全体会合において、下記の内容の結論文(FCCC/SBI/2003/L.3)を採択した。このSBIの決議事項に沿って、UNFCCC事務局がホスト国及び議長と協議の上、COP9 開催方法及び検討事項案を検討する。

【COP9 閣僚会合のテーマ】

- ・ COP9 の閣僚会合の検討テーマとして、SBI 本会合の中で、米国、サウジアラビア等が「技術開発」が挙げた他、両国を含めいくつかの国が「地球観測システム(GCOS)」を支持した。閣僚会合のテーマについては、全体会合での各国意見に留意し事務局がホスト国や締約国と協議して決定することとなった。
- ・ SBI18 における各国の提案リストをUNFCCCビューローに送付することをSBI議長に要請。

【COP9 開催方法】

- ・ 閣僚会合はCOP9 会期後半の12月10日～11日に「円卓会議方式」で開催することを提言されている。(COP9 がCOP/MOP1 になった場合は、「各国声明方式」に変更)。
- ・ UNFCCC 事務局長に対して、SBI18 における各国のCOP9 検討事項案に留意することを要請。

3.3 COP/MOP1 開催方法

議定書13条に基づき、COP/MOP1 は同25条に従って京都議定書が発効した直後のCOP と併せて(in conjunction with)開催されることとなっている。SBI17 において、COP/MOP1 開催に関する手続き上・運営上の問題、および各国意見をまとめた事務局ノート(FCCC/SBI/2002/12)に留意するとともに、テキスト案(FCCC/SBI/2002/17 のAnnex)に基づいてSBI18 で引き続き検討することに合意した。SBI17 においては、①COP および COP/MOP 各セッションは同じ会期に別々に開催すること、②COP および COP/MOP それぞれ別々の検討事項を設定すること、③条約および議定書の各機関は共通のテーマについて合同または別々に議論・採択できる、という3つの点を中心に議論したが、合意に達することが出来なかった。COP、COP/MOP、補助機関会合における2週間の会合期間の運営や、COP および COP/MOP の検討事項に関する共通の問題、手続き規則等のCOP/MOP1 開催に関する数多くの問題については、SBI17 での議論をもとづきFCCC/SBI/2003/3 にまとめられている。このUNFCCC事務局案によると、COP および COP/MOP におけるセッション、条約および議定書にかかる補助機関会合のセッションは、法的・手続的に明確に区別されることが提案されている一方、会合の効率性確保のために、条約および議定書において共通するテーマに対しては、同じ期日に連続してセッションを開催する等の関連性を持たせることが出来ること、閣僚級会合の声明傍聴の同時開催、座席アレンジメント・通訳機器等の共同使用等が提案されている。

FCCC/SBI/2003/3 COP/MOP1 開催にあたっての手続き上・運営上の問題テキスト案概要

- ・ COP9 前に京都議定書が発効し、COP9 とCOP/MOP1 が共同で開催されることを想定した上での、検討事項案および会合スケジュールに関するテキスト。

- ・ SBI17において、①COP および COP/MOP 各セッションは同じ会期に、別々に開催すること、② COP および COP/MOP それぞれ別々の検討事項を設定すること、③条約および議定書の各機関は共通のテーマについて合同または別々に議論・採択できる、という3つの点について議論したが、合意に達することが出来なかったことを受けて (FCCC/SBI/2002/17 Annex I)、事務局がさらに検討したテキスト案を作成した。これによると、COP および COP/MOP におけるセッション、条約および議定書にかかる補助機関会合のセッションは、法的・手続的に明確に区別されることが提案されている。一方、会合の効率性確保のために、条約および議定書において共通するテーマに対しては、同じ期日に連続してセッションを開催する等の関連性を持たせることが出来ること、閣僚級会合の声明傍聴の同時開催、座席アレンジメント・通訳機器等の共同使用等を提案している。
- ・ COP/MOP1 の検討事項案の主な内容。
 - 運営事項 (議定書批准状況報告、手続き規則の適用、オブザーバーとしての組織の許可 (admission) 等)
 - COP から COP/MOP1 に送られる決議案の採択
 - COP/MOP1 の検討・決議事項 (議定書上の資金メカニズム、議定書 5、7、8 条関連事項、キャパシティビルディング、LULUCF、附属書 I 国の PAMs、議定書 2 条 3 項、3 条 1 4 項関連事項、京都メカニズム関連事項 [6 条監督委員会メンバー選定、CDM 理事会報告・メンバー選定、CDM 植林再植林の定義と方法]、議定書における遵守手続きとメカニズム [手続きとメカニズムの採択、遵守委員会メンバーの選定])
 - 議定書の SBSTA/SBI 会合報告
 - 閣僚級会合
 - クリーナーエネルギー輸出に関するカナダ提案
- ・ COP9 および COP/MOP1 の会合スケジュールは、「京都議定書発効後の COP/MOP1 が気候変動に関する政治的なプロセスで重要なマイルストーンである」との UNFCCC 事務局の認識および配慮により、閣僚級会合を会期の前半・後半に設定した 2 つのシナリオが用意されている。尚、COP および COP/MOP の全体会合は、同日に設定されており、COP 全体会合終了後直ちに COP/MOP 全体会合が開催されるスケジュールが提案されている (COP/MOP 全体会合の議事運営は、原則的に COP9 議長が行う)。
- ・ 閣僚級会合を別々または合同で開催するか、およびその先後は、COP および COP/MOP が決定する。

本件については、事務局案に基づき「COP9 開催方法」や「効率的な会合運営」といった検討事項と一緒のコンタクトグループによる協議が実施され COP/MOP1 開催方法についての SBSTA18 結論文 (FCCC/SBI/2003/L.3) と、COP/MOP1 開催手配についての COP9 決議案 (FCCC/SBI/2003/L.3/Add.1) を採択した。決議内容は以下の通り。

【COP/MOP1 開催方法】

- ・ SBI は、COP と COP/MOP がそれぞれ議案を持ち、法的に区別されることを認識。
- ・ COP 及び COP/MOP 双方に関連する議題は並行して実施され、条約/議定書締約国の決議により共同で実施することも出来る (SBI/SBSTA においても同様)。
- ・ 閣僚級会合は共同で実施されるが、条約/議定書両方の締約国の発言は一度に限定されるとともに、閣僚級会合において決議は行わない。
- ・ COP/MOP1 開催方法に関する COP/MOP1 決議案を COP/MOP1 で採択することを提言する決議案を、COP9 で作成することを提言する (この提言によると COP においてオブザーバーとなっている組織は COP/MOP のオブザーバーとして許可される)。

(高橋 浩之)

3.4 条約非附属書 I 締約国の資金問題

特別気候変動基金 (Special Climate Change Fund ; SCCF) とは、開発途上国におけるキャパシティビルディング、気候変動適応・緩和方策、技術移転、化石燃料収入に依存する国への経済多様化等を促進するために、COP7 において設立された (決議 7/CP.7)。COP8 において、資金運営機関である地球環境ファシリティー (GEF) に対して、SCCF と他の基金との相補性の確保や用途の透明性等を求める初期ガイドランスを採択した。さらに、SCCF が COP9 以降遅滞なく利用できるようにするための「追加ガイドランス」を COP9 で採択することが決定された。この COP8 決議を受けて、締約国、技術移転専門家グループ

(EGTT)、および後発開発途上国専門家グループ (LEG) に対して、当別気候変動基金において優先的に進めるべき活動に関する意見を提出することを要請され、日本を含めた各国・機関の意見は FCCC/SBI/2003/MISC.1、事務局レポートは FCCC/SBI/2003/INF.3 にまとめられている) SBI18 では、上記の文書に基づき COP9 で採択する「追加ガイダンス」に関する決議案について議論が行なわれた。

5日のSBI全体会合では、各国がSCCFで優先すべき活動について意見を表明し、ジャマイカ(AOSIS)、ナミビア(LDCs)、ナイジェリア(G77+China)は、LDCs基金を含むすでに運用している基金で対象となっていない「適応措置」に対して焦点を当てることを求めた。また、サウジアラビアは気候変動への対応措置による悪影響を最小化する措置に対しても焦点を当てることを求めた。カナダは、SCCFの対象として貧困削減、持続可能な開発、グッドガバナンスに資するもので適応と緩和のバランスが重要であることを指摘した。7日に開催された第1回コンタクトグループ(共同議長、Moore氏;バルバドス開発・環境省、及びRooyman;オランダ外務省)では、サウジアラビアを中心にG77+ChinaはSCCFの対象を既存の資金メカニズムの対象となっている緩和措置ではなく、適応措置に焦点をあてることを改めて求める一方、カナダ・EUは優先順位の特定のためには、他の資金との相補性を確保しながらstep by stepアプローチが有効であると提案した。10日に開催された第2回目のコンタクトグループでは、共同議長による結論書草案が提示され、SCCF運営における原則、対象の優先順位の特定、他の資金メカニズムとの相補性の確保、そしてそのための意見提出の必要性について議論されるとともに、米国から指摘されたEGTTやLEGに対する意見提出に関する手続き上の問題についても議論された。交渉の最終段階でG77+Chinaが適応活動の重要性を指摘した決議案を提出し議論が混乱したが、最終的にはこの文書は「交渉テキスト」ではなく「情報文書」として今後の交渉に使用されることになり(FCCC/SBI/2002/Misc.1/Add.1)、13日のSBI第4回会合で適応措置の重点が置かれた下記の結論書(FCCC/SBI/2003/L.13)が採択された。

- ・ SCCFの対象とすべき活動に関する各国意見は、country-driven、費用効果的、各国の持続可能な開発と貧困撲滅戦略との統合を満たすものであるというものに収束できる。
- ・ SBIは、締約国が「気候変動の影響に対する適応措置」が最も優先度が高い活動であると特定したことに留意するとともに、技術移転及びこれに関連するキャパシティビルディングも重要であることに留意する。
- ・ COP9でGEFに対するガイダンス決議を採択するために、本件に関してSBI19でさらに議論を継続する。
- ・ 本件については、COP9以降SCCFの運用を開始するための資金運用ガイドラインを策定するために、SBI19で再度議論が実施される。

【資金的／技術的支援の提供】

本件については、第3回会合においてGEFより非附属書I国における国別報告書作成に対する資金提供等に関する報告が行なわれた。GEFはこの報告の中で、国別報告書に対する資金提供ガイドラインに関するCOP8決議を歓迎するとともに、このガイドラインがCOP9前に使用可能になることを求めた。

GEFの報告を留意した下記の結論書(FCCC/SBI/2003/L.10)がSBI議長より用意され、第4回会合で採択された。

- ・ SBIは、148の非附属書I国のうち102ヶ国が、第1回国別報告書を提出していることを留意するとともに、未提出国に早急に提出するように要請する。
- ・ SBIは、UNFCCC事務局に対して、未提出国の準備状況に対する情報、及び国別報告書準備のためにGEFから提供されている資金の詳細を公表することを求める。
- ・ SBIは、キャパシティビルディングを含む国別報告書準備にかかる活動への資金提供は「full-costベース」であることを再認識する。
- ・ 非附属書I国の第2回又は第3回以降の国別報告書提出頻度については、COP9で決定するとのCOP8決議を留意するとともに、本件に関する意見を2003年8月15日までに提出するように各国に求める。

【後発開発途上国基金(LDC基金)】

COP7において、後発開発途上国(LDCs)における国別適応行動プログラム(NAPAs)作成支援のための「後発開発途上国基金(LDCs基金)」およびLDCs専門家グループ(メンバー12名)が設立された。COP8において、LDCs基金の運営機関(GEF)に対して追加ガイダンスを策定することを決定するとと

もに、各国、LEG、およびGEFに対して、NAPAs 実行戦略および多様なLDCsの課題の解決方法に関する意見を提出するように求めた(各国意見等はFCCC/SBI/2003/MISC.4、FCCC/2003/INF.6)。

SBI18では、全体会合でLEG会合や2003年3月に開催されたNAPAs作成ワークショップ等のLEG活動報告(活動報告はFCCC/SBI/2003/6)が行なわれるとともに、上記の各国意見について議論し、LEGに対して追加ガイダンスの提供に関する議論が行なわれた。Honadia氏(ブルキナ・ファソ環境省)とRomeo氏(スイス環境・森林・景観庁)による非公式協議が行なわれ、第4回全体会合で結論書(FCCC/SBI/2003/L.9)が採択された。

- ・ SBIは、かなりの数の国別適応行動プログラム(NAPAs)が2004年中に完了すると予想されていることに留意するとともに、NAPAs実施のための資金及び支援確保のための様式を検討する必要性に留意する。
- ・ SBIは、「マラケシュ合意」決議5/CP.7におけるLDC作業プログラムの他の要素を検討するなかで、NAPAs策定/実施において重要な要素である啓発促進、組織的・技術的なキャパシティビルディングに関する重要な部分に注意を払いつづけることに合意した。
- ・ SBIは、後発開発国専門家グループに(LEG)に対して、LEG作業プログラムの実施状況をSBI19に報告することを要請する。
- ・ SBIは、LDC基金の詳細運営ガイダンスをSBI19で検討し、COP9で採択する。

(高橋 浩之)

3.5 条約附属書I締約国の国別報告書

COP7において、UNFCCC事務局は2001年11月末が提出期限となっていた附属書I国の第3回国別報告書の編集統合報告書を、COP8で議論するために作成することを要請された(決議33/CP.7)。しかしながら、国別報告書提出の遅延により、SBI16の時点で編集統合報告書完成がSBI18までかかることとなった。この結果を受けて、UNFCCC事務局は2003年2月末までに提出された国別報告書に関する編集統合報告書を作成した。報告書は、エグゼクティブサマリー、メインレポート、政策措置の詳細情報に関する付録、予測、および条約6条の実施の各項目で構成されている(報告書はFCCC/SBI/2003/7および同Add.1~4)。COP7において、in-depthレビューを含む決議2/CP.1および決議6/CP.3で規定される国別報告書のレビュー手続きを、決議11/CP.4に基づく作成される附属書I締約国の第3回国別報告書にも適用するようにUNFCCC事務局に要請した。レビュー状況報告書はFCCC/SBI/2003/INF.4にまとめられている。

本件については、SBI第3回全体会合で取り上げられ、各国が意見を述べた。主な意見は以下の通り。

米国；排出量が増加傾向にある米国・豪州・カナダ・NZは人口も増加していることを指摘。一方、2001-2002における米国の温室効果ガス排出量の減少、intensity向上に言及。また、国別報告書のレビュープロセスにおける追加作業の発生を懸念。

豪州；統合レポートにある2ヶ国は京都議定書の目標を外れていることは誤解を招くことを指摘。豪州は京都議定書を批准しないが政府の方針として京都目標を達成することをコミットメントしている。

カナダ；議定書批准手続きをしてから目標達成のために予算を増大している。

G77中国、AOSIS；13ヶ国しか第3回国別報告書を期限内に提出していないことに懸念。また多くの先進国において1990年以降温室効果ガス排出量が増加しており、また将来の予測でも2020年で10%増、2030年でも30%増と排出量が増加傾向にあることを指摘。現在のPAMsをより強化した取り組みが早急に必要であることを指摘した。

その後、第3回国別報告書に関する事務局ノート及び第3回全体会合における各国意見を考慮して、SBI議長が結論書(FCCC/SBI/2003/L.8)を用意した。この結論書は、第4回全体会合で採択されたものの、アルゼンチンが「附属書I国の多くが排出量を増加しており、条約の目的を果たしていないことに言及する等、実質的な懸念事項を記載して欲しかった」と懸念を表明した。結論書の概要は下記の通り。

- ・ SBIは、アクセス可能で有意な国別報告書の情報交換の継続をUNFCCC事務局に要請する。
- ・ SBIは、COP9前に国連言語による国別報告書統合レポートを用意することをUNFCCC事務局に要請する。

(高橋 浩之)

3.6 キャパシティビルディング

SBIはDec.2/CP.7“Capacity building in developing countries (non-Annex I Parties)”のパラ9で、COP9及びその後5年毎にキャパシティビルディングの枠組み実施の包括的な見直しを行うことを決定した。又、SBIはDec.3/CP.7“Capacity building in countries with economies in transition”のパラ4でも、経済移行国におけるキャパシティビルディングの枠組み実施の有効性について定期的に見直すことを決定している。そこで今回のSBI18では、そのDec.2及び3/CP.7に指摘されている「見直し」に関する方法及び今後の予定等が検討された。

最初の全体会合では、まず各国意見が表明され、G77+Chinaからは既に導入されているプロジェクト及び計画の評価も行い、ギャップ及び改善出来る事項の特定、更にはキャパシティビルディング活動をモニタリングするためにSBIが行うべき活動の概要作りも見直しプロセスに含めるべきだという意見が述べられた。又、カナダからは、COP7より前に着手された活動についても見直しすべきことが主張された。更に、日本は見直しのために標準化されたガイドラインを作成することに反対した。各国の意見を受けて、Stoycheva SBI議長は、コンタクトグループを設置し Dechen Tsering 氏(ブータン)を議長に指名した。

コンタクトグループ会合は会期中4回ほど開催され、包括的な見直しプロセスについての意見交換を行った。第2回目のコンタクトグループでは議長案及び見直しに関する委任条項案が提示され、各国はそれをベースに議論を進めた。第3回目のミーディングでは、キャパシティビルディング実施状況に関する情報の編纂文書を事務局に作成要請した G77+China 案が各国間で合意された。途上国は COP7 前から実施されているプロジェクトを見直し作業に含めることについて難色を示した。その他、COP9ですべての見直しを行うことは時間的に厳しいことから、見直し作業を COP10 まで延長する旨の決議案を提出することも合意された。その後、非公開折衝が数回行われた末に議長の結論案(FCCC/SBI/2003/L.4)及び委任条項案(FCCC/SBI/2003/L.4 Annex)が合意された。

最終日に行われた全体会合では、Tsering 議長から同結論案及び委任条項案が提示され、そのまま採択された。内容は以下の通りである。

結論案 (抜粋)

- ・ SBIは包括的な見直しを執り行うにあたって、Annexの委任条項(TOR)を承認する。
- ・ 事務局は、キャパシティビルディングの各国優先事項及びアプローチを考慮した上で SBI19 までに、TORに含まれる見直し要素、並びに見直しに必要な追加的要件に関する補助資料を作成する。
- ・ COP10 までに見直し作業を完了させるために必要な活動及びステップについて COP9 で決議案を作成し、採択する。
- ・ 経済移行国におけるキャパシティビルディングの有効性見直しは、国別報告書をベースとする決議案を COP9 で採択する。又、その決議には、経済移行国におけるキャパシティビルディング活動の報告・見直し方法に関するガイダンス、並びに、事務局に対する経済移行国の国別報告書や GEF 等から得た情報を編纂した統合報告書の作成要請 (SBI20 まで) が含まれる。

委任条項(抜粋) (注: Dec.2/CP.7は、FCCC/CP/2001/13/Add.1参照のこと)

<p>1) 目的:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 途上国に対するキャパシティビルディングの有効性・質の調査及び評価 ・ 枠組みと実施状況とのギャップの調査 <p>2) 理念: Dec.2/CP.7 Section B に倣う</p> <p>3) 情報: 国別報告書、NAPA・NCSA 等報告書、国家貧困削減戦略、国家持続的開発戦略、GEF 報告書等</p> <p>4) 検討範囲: Dec.2/CP.7 パラ 15~20 のリストに倣う</p> <p>5) 結論: 以下の事項についてまとめ SBI20 に提出・COP10 で決議案(キャパシティビルディング活動の定期的モニタリングの段取りについて)作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ キャパシティビルディング活動の説明 ・ 問題点及びその改善方法、ベストプラクティス等 ・ 今後のキャパシティビルディング活動の実施に関する提言 ・ 主要な達成事項及び結果 ・ 有益な利害関係者の種類と範囲 ・ 資金へのアクセス ・ 活動の持続可能性及び国の取り組み
--

(蛭田 伊吹)

4 COP9 にむけて

SB 会場内外で注目を集めていたロシアの批准については、全体会でロシア代表団が「批准前向き」という従来の回答を繰り返したものの、その時期についての具体的な言及は無かった。一方で、ロシア政府にとって京都議定書実施にかかるコストが懸念材料であることを明らかにされ、サイドイベントでは「京都議定書が発効しない可能性」を含んだ発言も見られた。今回の会合では京都議定書の発効により COP9 が COP/MOP1 になる可能性を高く見積もる雰囲気は、予想通り極めて希薄であった。

一方、京都議定書実施に向けた作業として、5, 7, 8 条（排出量算定の方法論、報告、審査）ガイドライン策定作業がほぼ終了したのに続き、登録簿システムの構築、吸収源 CDM の定義と様式についても一定の進展が見られ、この 2 つの議題は SBSTA19 での議論及び COP9 決議のために COP9 前に pre-sessional consultation が実施される予定である。また、TAR における適応と緩和に関しても、IPCC 専門家と、産業界、地方自治体、NGO といった関係者との情報交換を目的とした pre-sessional consultation も開催されることになっている。

この他、SB 会合全体では、国際航空・海上交通の使用燃料を含む先進国における温室効果ガス排出増加への途上国が強い懸念を見せるなか、気候変動の悪影響及び気候変動への対応策による悪影響への「適応措置 (adaptation)」に重点を置く途上国と、途上国における温室効果ガス排出「緩和措置 (mitigation)」の実施を盛り込もうとする先進国との対立によって交渉が頓挫する議題も多く、京都以降の将来の枠組構築に向けた前哨戦が静かに進められている印象を受けた。京都議定書が発効しない状態で COP9 が開催された場合は、まず、吸収源 CDM に関する議論が最も注目を集めることになると思われるが、一方でこういった将来の枠組み構築に向けた動きにも目が離せなくなっている。

以上

5 サイドイベント報告

6月4日～13日まで、SB会場傍のドイツ環境省の建物において、UNFCCC事務局、IPCCの他、研究機関や国際機関が主催する約40のサイドイベントが開催された（UNFCCC及びIPCC主催のものを除く）。尚、大まかにそのテーマを分類すると、今回のSBでも議論の中心となっている吸収源CDM関連事項、方法論の第一回目の議論がCDM理事会で行なわれているベースライン・モニタリングの方法論等、CDMに関するテーマが10コマと最も多かった。一方、本報告書の冒頭でも述べたが、今回のSBのサイドイベントにおける特徴は、将来の枠組みに関するテーマ、すなわち2013年以降の気候変動レジームのあり方に関連するものも多かった。本件については、テーマの数の上ばかりでなく、一部では立ち見が出るほど、会場でもっとも多く聴衆を集めていた。尚、ここで紹介していない将来の枠組みに関するテーマとしては、「The Kyoto-Marrakesh system; a strategic assessment」（主催/Imperial Collage, Center for Environment technology）」において、Michel Grubb氏の他、日本から電力中央研究所の杉山大志氏、日本政策投資銀行の饗場崇夫氏も参加して、京都議定書のメカニズムの評価と将来の枠組みへの示唆を含んだ報告書に関する発表が行われた他、米国のCenter for Clean Air Policy (CCAP)が主催した「Designing future international actions on climate change」では、将来の枠組みに関して様々な国のステークホルダーが参加するダイアログに関する報告が行われた。

以下に傍聴したサイドイベントの概要を報告する⁵。

Evolution of commitments under the UNFCCC

【開催日時】6月4日（水）13:00～15:00

【主催】European Business Council for Sustainable Energy Future ECOFYS, Germany

【聴衆】約30名

【概要】

ドイツ環境庁を通じて、2003年1月に公表されたECOFYSの報告書「Evolution of commitments under the UNFCCC: Involving newly industrialized economies and developing countries」に研究内容の概要の報告が行われた。

本報告書は、以下のセクションからなっている、すなわち、約束の改善の必要性、将来の約束に合意における障害の特定、公平性の考慮、既存のアプローチの改善と評価、新しいアプローチ、及び提言である。解説を行なった本報告書の執筆者の一人であるNiklas Hohne氏は、「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととしない水準において大気中の温室効果ガス濃度を安定化させる」という気候変動枠組み条約（UNFCCC）の「究極の目標」の達成のためには、京都議定書以降さらに改善された約束が必要であると指摘した。また、彼は附属書I国、すなわち先進国は京都議定書の目標よりもさらに厳しい目標を設定し、本質的に温室効果ガス排出量を削減する必要があることをのべつ一方で、非附属書I国、すなわち開発途上国においては、温室効果ガス排出量の増加を抑制する必要があると述べた。

将来の枠組みを検討するための基準として、国別排出量上限を設定するか定性的な目標を設定するか、といった約束のタイプ、国別目標の差異化、約束を引き受ける国及び時期の決定方法等が報告書では提示されている。また、報告書では11のアプローチが検討されており、それぞれ①環境的、②政治的、③経済的、④技術的という4つの基準にしたがってそれぞれのアプローチを定性的に評価している。今回のサイドイベントでは、11のアプローチの中から4つのアプローチについて簡単な解説があった。

- 「京都継続」；より多くの国が温室効果ガス排出削減の絶対値目標を負う
- 「収束と集約」；すべての国における温室効果ガス一人あたりの排出量を2050年時点で同じレベルに集約する
- 「三面鏡アプローチ (tritych approach)」；部門別目標をボトムアップして各国の目標を設定する
- 「多段階アプローチ」；段階的に拘束力の異なる目標と「卒業水準」を設定し、段階的に約束の引

⁵ サイドイベントの開催内容については下記を参照のこと。

SB18 サイドイベントのページ http://unfccc.int/sessions/sb18/se/se_exh_18.html

ENB サイドイベントのページ <http://www.iisd.ca/linkages/climate/sb18/enbots/>

き受ける

解説のあった4つのアプローチを含めて、検討した全てのアプローチの中でも全ての参加者が満足できるアプローチは当然ながら存在せず、先進国は絶対目標・途上国は炭素集約度目標というように複数のアプローチを融合させたかたちで交渉を進めることが妥協に結びつくとしている。一方で、Hohne氏は、UNFCCCの「究極の目標」の達成のためには、先進国はより一層温室効果ガス排出量を削減する必要がある、また同時に、開発途上国においても経済発展を妨げない範囲で早急に温室効果ガス排出削減を実施することが不可欠であると結論付けている。尚、開発途上国の参加のための道筋として、炭素集約度(intensity)目標に基づく非定量的目標の受入、持続可能な開発のための政策措置の導入等を挙げた。

将来の約束の改善に向けた今後の課題としてこの報告書は、政策決定者や科学者を交えた非公式会合でも意見交換の促進、先進国の温室効果ガス排出量削減実現・資金援助・京都議定書の元でのCDM実施等を通じた先進国と開発途上国の信頼関係の醸成、2020～30年頃における温室効果ガス濃度の目標の特定、及び排出量のデータやキャパシティビルディングが必要であると提言している。

【質疑応答】

会場からは、今回の検討の基準として「究極の目標」を450ppmに設定している根拠についてや、部門別アプローチ(国際的な技術基準の設定)が技術革新を妨げる要素になるといった指摘があり、この議論が京都議定書交渉前の繰り返しになることを懸念する意見がいくつか見られた。

(高橋 浩之)

Developing a Post-Kyoto policy framework

【開催日時】6月12日(木) 13:00～15:00

【聴衆】約50名

【主催】Fridtjof Nansen Institute; FNI (Norway)

【概要】

第二約束期間の交渉は、政策決定者の間では現在「大なる挑戦」となっている。2003年から日本の電力中央研究所(電中研)の杉山氏が中心となって開始されたこの研究プロジェクトは、これらの問題を特定すること、さらにこの問題を克服することを支援する政策を提言することを目的としている。5月に東京でワークショップを開催したのに続き、今回も杉山氏を含め、Axel Michaelowa氏(ハンブルグ国際経済研究所; HWWA/ドイツ)、Jiahua Pan氏(中国社会科学アカデミー; CASS/中国)、Kristian Tangen氏(FNI)ノルウェーの研究者がプロジェクトにおける中間報告的な意味合いで、将来の枠組についてそれぞれ基本的に異なる考え方を発表した。司会はJonathan Pashing氏(IEA)、またコメンテーターにインドネシアPelangiのAguas Sari氏、ドイツECOFYSのNiklas Hohne氏を加えて、パネルディスカッション形式で議論が行なわれた。各氏の発表内容は下記の通り。

杉山氏 「Orchestra of Treaties」; 包括的なキャップアンドトレード制度である京都議定書の継続では、EUは削減義務を受け入れるにしても、米国、中国、インドの参加は難しい状況である。このため、キャップアンドトレード方式以外の法的枠組みの検討が重要である。特に、現在の気候変動枠組み条約(UNFCCC)の交渉においては、あらゆる交渉が「削減義務の引き受け」に繋がる懸念のために頓挫することが多く、これを切り離すためにもUNFCCCに拘らない枠組みが有効である。例えば、モニタリング、技術的協調、再生可能エネルギー、適応等、個別の案件にたいして考えを共有できる国、主体が参加する枠組みが複数存在する枠組み、あるいはそのプロセスである「Orchestra of Treaties」がその一つの答えである。

Michaelowa氏 政策決定者は、IPCC第3次評価報告書に従い、22世紀前半に到達すべき目標として550ppmとすべきである。この目標達成のために、京都議定書で削減義務を負っている先進国は、2013年以降BAUからの排出削減義務を負う必要がある一方(例えば、拡大EUは-12%、米国-6%、日本-3%等)で、途上国(非附属書I国)に対しては、一人あたりの排出量や一人あたりのGDPといったindexに応じた「卒業閾値(graduation threshold)」を用意し、順次削減義務を負うものとする。尚、削減義務を負わない場合は投資対象となる権利を失う。3つの京都メカニズムは継続していく。

Pan 氏 途上国における気候変動問題を考えるには、キャップや排出削減よりも「Human Development」が何より重要である。Human Development は基本的な人権として尊重されるものであると同時に、優先性を持つものであり、その実現のためにインフラ整備や公共サービス部門における温室効果ガス排出はやむを得ない。一方、ひとたび Human Development が達成されれば、廃棄物や贅沢を排除していくことで、温室効果ガス排出量はおのずと削減されていくものである。将来の枠組みについては、各国主導かつ各国個別事情に考慮した上で、国連ミレニアム開発目標の達成に資するものであるべきである。

Tangen 氏 キャップアンドトレード制度は、費用効果的に温室効果ガス排出を削減できる方法であるが、価格の高騰への対策や技術変革に対するインセンティブが必要である。これを補完するものとして、差異化された権利・義務を有する複数の条約を連携させること、技術変革を促進する所津行閾値を提案。基本的には、現在の UNFCCC 及び京都議定書の枠組みを反映した「Reporting Treaty (排出量の算定・報告)」「Support Treaty (キャパビル・資金援助)」「Trading Treaty (排出量取引)」の3つの枠組みからなっている。この3つの条約がそれぞれ権利と義務を持ち、連携すること(例えば、排出量の算定・報告義務を満たさないと、資金援助を受けられない)で、全体の枠組みの効果を確保する。また、条約を3つに分けることで、交渉がより簡素になる可能性を示唆している。尚、Trading Treaty に基づく排出量取引制度の削減目標は、BAU からの削減目標を提案している。

上記の発表にたいして、Sari 氏は世界的な参加の重要性、各国の事情の特定、開発と経済発展の連携、さらに緩和措置と適応措置が統合した枠組みの必要性を指摘し、特に杉山氏の提案では、「関心がある主体だけの参加」だと適応措置や資金援助に対するインセンティブが働かない可能性を指摘した。Hohne 氏は、将来の枠組みを議論する上では、目標と差別化においてバランスの取れた方法を取ること、参加のインセンティブを用意することが重要であることを指摘した。今後このプロジェクトは、9月にハンブルグ、オスロ、10月にワシントン、12月のCOP9ミラノ、2004年1月には再度、東京という日程で、ステークホルダーとの対話の機会を設ける予定となっている。

尚、本イベントの最後に経済産業省地球室長田氏より産構審による将来の枠組に関する中間報告案を紹介があった。

(高橋 浩之)

Forests and the CDM: Perspectives from Africa and Latin America

【開催日時】6月4日(水)13:00~15:00

【主催】IUCN-The World Conservation Union

当サイドイベントでは、アフリカ及びラテンアメリカにおける吸収源 CDM への期待について、セネガル、モザンビーク、ニカラグア及びウルグアイ(ラテンアメリカの国々を代表して)の政府代表者からそれぞれ発表された。

アフリカ・グループであるセネガル(Madeleine Diouf 氏(環境・自然保護省))、及びモザンビーク(Marilia Manjate 氏(UNFCCC フォーカル・ポイント))からは、自国における森林に関する情報やエネルギー事情(セネガルの例:薪及び石炭利用が全体の60%以上であり非常に重要だが、それによって森林消失及び砂漠化の問題が深刻化している、等)について発表され、アグロフォレストリーや森林管理という意味での吸収源 CDM の重要性が述べられた。ニーズとしては、データ収集システムの見直しやキャパシティビルディングが挙げられ、CDM を「現地の人々に対する教育=キャパシティビルディング」と捉えている旨が述べられた。従って、現地の人々をプロジェクトに参加させ、プロジェクトで能力向上を行うとともに、その収益の一部が還元されるようなシステムであることが望まれている。

ニカラグア(Marina Stadthagen 氏(CDM 国家事務所))からは、国家の持続可能な発展を確保する「手順」が決定されたことが発表され、小規模吸収源 CDM の可能性についても指摘された。ニカラグアのニーズとしては、吸収源 CDM のルールがなるべく明確でシンプルなものになること、プロジェクトとしては、アグロフォレストリーが認められること、コミュニティが関与していること、及び在来種で行うことの3点が挙げられ、現地でのコーヒー栽培プロジェクト、及び放牧地におけるプロジェクト(経験はない)が有望であることが述べられた。

ラテンアメリカ代表のウルグアイ(Walter Oyhantcabal 氏(農務省))からは、吸収源 CDM に対する

(財)地球産業文化研究所

官民の関心度に差があることや、持続可能な発展のコンセプトを評価することの難しさから吸収源 CDM のキャパシティビルディング効果への懸念が表明された。吸収源 CDM のルールは他国と同じくシンプルで効果的であることが求められており、何よりもコストの問題が障壁になっていることが求められている。又、プロジェクトとしては、長期的な影響が分かるモニタリングの必要性が指摘された。

全体としては、キャパシティビルディングの一環として吸収源 CDM が歓迎されているが、そのルールのシンプルさ及び明確さ、プロジェクトによる便益の現地への還元、及び資金提供が共通して求められていた。資金に関しては、ODA を有効利用することがほぼコンセンサスとしてあり、特にプロジェクトが立ち上がるまでの資料作り及び現地のキャパシティビルディングに ODA を利用することが望ましいと認識されていた。

(蛭田 伊吹)

UNFCCC Event on Development and Transfer of Technologies

【開催日時】6月6日(金) 13:00~15:00

【主催】UNFCCC EGTT メンバー及び専門家

当サイドイベントは、EGTT 及び UNFCCC 事務局によって実施されている技術移転活動の一部を紹介することを目的に開催された。まず、技術移転を可能にする環境作りに関するワークショップ及び技術報告書のストラクチャーについて UNFCCC 事務局の Daniele Violetti 氏から報告があり、南北問題、ミクロ的視点・マクロ的視点、適応技術、国別報告書等の問題点、障壁及び利害関係者等についての検討、環境作りと産業界の各部門とを関連付けた議論、ケーススタディ等が報告書の中で取り上げられていることが紹介された。技術報告書のハイライトについては、EGTT 共同議長の Richard Bradley 氏(米国)から報告があり、多くの専門家の論文をレビューした点、異なるレベルにおける制度環境の改善機会や障壁の撤廃による non-climate 効果等を取り上げている点、国際パートナーシップ (CTI による技術ニーズ評価支援等)の重要性を述べている点等を紹介した。又、技術移転する側と技術移転される宿主国の両側の障壁についての検討する必要性も述べた。その他、利害関係者、融資、環境に優しい技術の移転を促進する環境政策、並びに適応技術についても技術報告書の中で触れられていることが紹介された。

UNDP と EGTT で作成している技術ニーズ評価の方法論に関するハンドブックについては、UNDP の Bo Lim 氏から発表があり、ハンドブックが作成された経緯 (2002 年 4 月にソウルで開催された技術ニーズ評価に関する会合にて作成が希望され、2002 年 5 月から IPCC の特別報告書、CTI の報告書、UNFCCC の技術ニーズ評価そのものや、UNDP の国別アンケート等の資料をもとに作成が開始された。)、目的 (簡易なアプローチで柔軟な枠組みを提供するハンドブック。分量としては 30 ページ程。) 及び進捗状況が紹介された。現在、最終版が現在 UNDP のサイトに掲載されている (<http://www.undp.org/cc/whatsnew.htm>, March 14 のニュース参照)。top-up 活動は、UNDP で 73 件扱っておりそのうち 49 件が修了しているが、その他の国々はまだ評価活動を始めたばかりであるため、ハンドブックが十分に活用されることが期待されている。次のステップとしては、カリブにおける適応技術セクションの改善が挙げられた。

最後に UNFCCC の要請で設立された、技術に関するネット上の情報交換センターである TT: CLEAR について、UNFCCC 事務局の Florin Vladu 氏はその構造や、機能について簡単に説明した。進捗状況では、特にこの情報センターによって技術情報へのアクセスやフローが改善していることが指摘されたほか (当センター(サイト)の使い方は 2001 年に作成された技術報告書 (FCCC/TP/2001/2) に解説されている。)、登録プロジェクト数は 1300 件、ケーススタディは 40 件、リンクは 600 件、利用国数は 102 カ国といった統計も紹介された。今後は、更に様々なオプションの評価、ニーズ分析、利用者アンケート、更なるケーススタディ、情報の普及等を拡充していくこととなっている。

これらの発表に対し、傍聴者からは概ね EGTT の活動を歓迎するコメントが寄せられたが、TT: CLEAR の登録ユーザーの多くが先進国からということで (注: インドは途上国の中で一国だけ利用者数が多い。)、途上国に対する普及努力を更に行う必要性が述べられた。他にも、途上国から現地への支援を更に活発化させることや、産業界との更なる関与の促進等が述べられた。

(蛭田 伊吹)

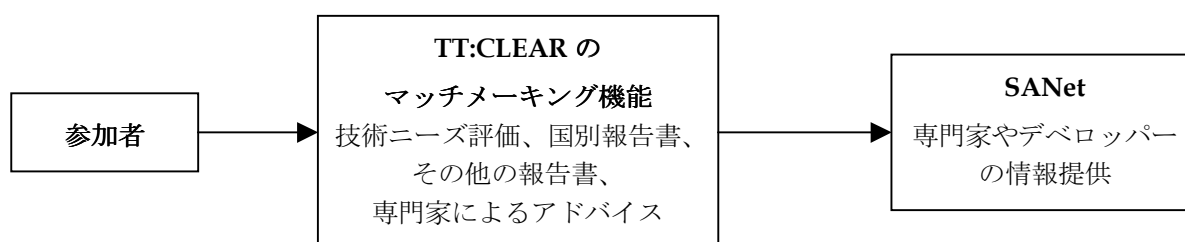
CTI Activities in Technology Transfer

【開催日時】 6月6日（金）15：00～17：00

【主催】 Midwest Research Institute/National Renewable Energy Laboratory

当サイドイベントでは、Bonsu EGTT 共同議長（ガーナ）、Florin Valdu 氏（UNFCCC 事務局）、Susan Wickwire 氏（EPA）、Alan Muller 氏（GEF）、Kishan Kumarsingh 氏（EGTT メンバー、トリニダード&トバゴ）等から技術移転関連活動について紹介及びコメントがあった。まず Bonsu 共同議長は、ダカール（セネガル）でのジョイント地域ワークショップについて紹介し、技術ニーズ評価は環境に優しい技術の開発を促進するものであり、それだけで独立するものではないことが結果として再確認されたことを発表した。又、アフリカにおける技術移転制度及びネットワーク等は実は既に存在しており、それを整備することで大幅な改善が期待できることも発表された。今後行うべき活動としては、情報や活動の協力、技術開発の実践的な戦略作り、援助プログラムの効果的利用等が指摘され、より早くマッチメイキングが可能になるよう、1) 既存の情報共有ネットワーク及び協力の強化、2) アフリカの既存機関に対する情報のインプット促進及び普及、3) 情報インフラの制約の認識、4) 地域情報ネットワークの設立及び支援、の4点が提言された。

UNFCCC 事務局の Valdu 氏は、TT:CLEAR の構造及び機能について説明し（上記“UNFCCC event on development and transfer of technologies”参照。）、特にマッチメイキング機能について、TT:CLEAR の参加者と SANet をつなぐ役割について説明し（以下の図参照。）、地元のプロジェクト・デベロッパーの最大活用の潜在的便益を強調した。



EPA の Wickwire 氏は、技術ニーズ評価への対応として、国内の情報交換センターの情報（経験や国内の作業）をどのように TT:CLEAR のような大きなセンターに組み込んでいくかについて米国の取り組みを紹介した。米国には、米国がスポンサーした国際技術協力が紹介されている US-CTC Gateway という国内情報交換センターがあり、必要な情報や手段への簡易なアクセスを可能としている。この gateway を CTI、GNESD、SANet、地域ネットワーク、iACTT 等とリンクし、更には米国の民間セクターとのリンクを強化することを目指していることが紹介された。

以上の発表を受け、発表者達は TT: CLEAR が単なる技術移転の支援だけでなく、途上国のキャパシティビルディングを実現する機能も持ち合わせていることに概ね賛成した。又、地域情報交換センターや技術移転を可能にする環境作りの重要性が共通して支持された。その他、GEF の Muller 氏は GEF の 5 つの活動（(1) 現地の生産を助ける技術の移転、2) 政策環境、3) 融資機能の付与、4) 市場機能の付与、5) エネルギーの使用量・質を確認する技術の移転）について説明した後、これらの活動及び TT: CLEAR を通じた活動の影響や結果を「定量的」に評価することの重要性を主張した。又、世銀の代表者は、各国が自らキャパシティビルディングのニーズについて提示することの必要性、及び経験者のフィードバックの必要性を述べた。更に、IUEP の代表者は、英国における投資収益の不振、アジアにおける経済崩壊、ラテンアメリカにおける経済的魅力等の要素から、プロジェクトが成功するための条件として 1) 長期的需要、2) 協力的な政府、3) 現地のユーザーへの還元、4) 環境便益、5) 多国間貸付要件との一致、6) 適当なプロジェクト期間の 6 つを指摘した。他の発表者は、技術移転の地域的アプローチを支持した上で、ホスト国の内情に関する参加者の理解、及び country-driven なニーズ評価（何が適応技術なのか等、各国が自ら提示。）の重要性が指摘された。

（蛭田 伊吹）

Linking Emission trading Schemes-Creating a Global GHG Market

【開催日時】 6月9日(月) 13:00~15:00

【主催】 International Emissions Trading Association

当サイドイベントでは、国内排出量取引制度を他国の制度とリンクさせることで国際的な温室効果ガス市場を創出するというアイデアについて、IETAのAndrei Marcu氏をはじめ、Garth Edward氏(Shell)、Paul Farteux氏(En Canada)、Tom Jacobs氏(Dupond)、及びArthur Ringe-Metsger氏(EC)により発表が行われた。

Marcu氏からは、現在カナダ、日本、ロシア、EUがそれぞれ国内(域内)排出量取引市場の立ち上げを検討していることから(ロシアはまだ内部レビュー中であるが)、それらの市場をリンクし、米国やオーストラリアのような京都議定書の非締約国とのゲートウェイ付きの取引も考えている事が説明された。

Farteux氏からは、カナダの現状として政府及び産業部門が国際取引市場に参加し、年間10mil.tonを購入する予定であることが発表された。対象となる部門は電力、石油、ガス等で、企業数としては650~700社程が参加予定である。リンクする部分としては、通貨(京都ユニットのみ利用し、その他のユニットは国際換算レートを設ける)、割り当て(政府が責任を持って行う)、レジストリー及び有効化・検証・CERの認証作業(両方とも国際的に確立している京都メカニズムのものを利用する。)が挙げられ、基本的にはマラケシュ合意をベースとすることが述べられた。EUとは既にリンクについて議論が開始されており、日本やNZとのリンクにも興味を示しているが、実際にこれらすべての条件が揃いリンクが可能になるのは2008年の1~4月頃だと想定している。この市場のリンクについてカナダは、短期的にはロシアに対する経済的便益が主になってしまうが、長期的には市場を利用したより効率的な削減手段となることを期待しており、55mil.ton/年を京都議定書の削減目標達成に充てると発表した。京議定書の非締約国に対するクレジットの売買についてはまだ机上での議論の域を越えておらず、実行に移そうとしている国は現時点ではないことを指摘し、カナダもしばらくは様子を見ることとしている。

Ringe-Metsger氏はEUスキームについて、その規模(5000社、EUのCO₂の50%をカバー)等概要を説明し、ルール及び遵守の明確性について言及した。市場のリンクについては、一番安い価格での取引が可能になるという意味で経済的であり、今後進めていきたい意思を表明したが、まだ机上の話であることから慎重に進める必要性にも言及した。なお、英国の取引市場とはデザイン的に互換性がないため、EU方式で行うこととなったことが述べられた。

Jacobs氏は、まずデュポンの気候変動防止に対する活動を説明し、その経験から得た問題点を列挙した。例えば、せっかく企業が早期に様々な削減活動を行っても政府がその活動を評価してくれないこと、その割には産業界ばかりに対象を絞り広範囲な視点が欠如していること、様々な取引スキーム(京都メカニズム)が間に合わせの作業によって作られたもので不確実性が高く、特にCDMは実施費用が膨大にかかる上各国の足並みもそろっていないこと等が挙げられた。EUの排出量取引システムについても、各国の努力がうやむやになる上、CO₂しか対象ガスとして扱われておらず、京都クレジットが評価されるのか、早期アクションが評価されるのかも明白でないことに対し懸念を示した。又、それら懸念事項を解消するために一番重要なのは資金のコスト効果的な利用であると指摘されたが、その他にも情報の長期的視点からのウォッチ、及び技術開発とその普及の必要性も挙げられた。最後にCDMの追加性については、企業の立場から投資追加性は絶対にありえないという見解が示された。

Edward氏は、発表の中でEUシステムの「EU加盟国は割り当てられた排出枠の6%までしかCERs又はERUsをEU排出枠(Allowance)に変換できない」という定量的ルールと、「吸収源プロジェクト、原子力及び世界ダム委員会の基準を満たしていない水力のプロジェクトクレジットを取り扱えない」という定性的なルールの2つを取り上げ、それぞれが企業にどのような影響を及ぼすかについて発表を行った。前者については、政府がどのように企業毎に6%の制約を課すかという問題に加え、もしEU排出枠価格がERU又はCERの価格よりも安ければ、EU排出枠が完全に京都メカニズムのERU及びCERと代替可能なことを利用した派生的な変換市場が出現することが指摘された。これはERU及びCERの価格とEU排出枠の価格がイコールになるか、6%すべてがEU排出権に変換されるまで変換手数料は増大していくこととなる。後者については、EU以外の附属書I国(例:日本やカナダ)がEUと同じ条件下で取引していないことから、そのような国々はEUで遵守に使えるERU及びCERを、EUで遵守に使えないERU及びCERと交換するようになり、それによってEU企業はそれらの価格がイコールになるまで割増価格で

購入する必要があることが指摘された。又、EU 以外の附属書 I 国が EU で遵守に使えるクレジットを売らない（又は売れない）場合に大きな問題が起こることも言及された。

これらの発表に対し、Ringe-Metsger 氏は EU システムと CDM/JI とのリンクはまだ話し合いの段階であり提案はされていないこと、吸収源についてはルールが未定である等不確定要素が多いこと等から EU システムに入れていないことが説明された。傍聴者からは、米国等京都議定書の非締約国が取引に参加することによって、クレジット価格が高騰することになるのではないかという懸念が表明されたが、発表者は、クレジットに対する需要がどれくらいあるかにかかっていると返答したのみであった。

(蛭田 伊吹)

Greenhouse Gas Registry

【開催日時】 6月4日（水） 13：00～15：00

【聴衆】 約25名

【主催】 International Emissions Trading Association (IETA)

【概要】

2005年から開始される予定の EU 域内排出量取引制度（EUETS）における登録簿開発に携わっている専門家によるプレゼンテーションの他、英国排出量取引制度で実際に利用されている登録簿、及び日本の国別登録簿開発状況の解説も行なわれた。

EUETS の法務部門の専門家である Anthony Hobly 氏（Baker & McKenzie 法律事務所／英国）は、現在検討中の EUETS 欧州指令案における国別登録簿に関する条項を説明するとともに、今後の検討課題として、2008年以降に EU 各加盟国に割当てられる AAU と EUETS における排出枠（EUA；EU Allowance）の連携方法、Non-Kyoto 国に対して口座を開設できるか等を例示した。この他検討すべき法的問題として、EUA の法的性格、権能、財産権か否かについても列挙されたが、細かな論点や検討状況の説明はなかった。

また、技術部門の専門家である Laurent Segalen 氏（プライスウオーターハウス・クーパーズ）は、現在、CDC IXIS 社（仏）によって進められている EUETS 登録簿の機能的／技術的な様式について説明し、その機能として、EUA の発生、割当、EUA の国内移転の促進、国際移転の管理、十分な報告がない場合の移転の凍結、遵守運営管理、及び EUA の取消等があることを説明した。今後は、京都議定書における国別登録簿のデータ交換に関する技術的なスペックが決定するのを見ながら、EUETS における登録簿の技術的要素を検討していく必要があることを指摘した。また、京都議定書発効後の国際取引を見据えて、EUETS とカナダ、日本との市場の連携も検討課題としていることを明らかにした。

EUETS における登録簿に関する細かな議論としては、EUETS における取引ログ（TL；transaction log）と京都議定書における取引ログの機能において、京都の TL は移転そのものを停止する権限を持っていないが（関連する国別登録簿／CDM 登録簿に対して移転の停止を指示するのみ）、EUTL は直接移転停止を指示する事が出来ることとしており、EU バブルの監視機能も持たせる可能性に言及した。また、2008年以降の EUETS において取引される ETU と京都議定書における国際排出量取引で取引させる排出枠の連携については、EUETS の元で EU 加盟国に割当てられた排出枠には、固有の識別子が付与されて、その他の排出枠と区別できるようにすることが提案されている。EUETS で規制対象となっている企業等は、その遵守達成のためには、この識別子が付与された排出枠しか使用できず、EUETS 全体での排出枠の増大を防ぐ手段になっている。

すでに2002年から英国温室効果ガス排出量取引制度の元、登録簿の運用実績のある英国からは、Martin Hession 氏（英国環境、食料、地域省；DEFRA）が発表を行なった。英国排出量取引制度登録簿（UKETR；Emissions Trading Registry）は、EUETS や京都議定書登録簿とは独立して DEFRA 内で開発され、すでに3,000以上の口座が開設されており、数多くの排出枠の移転が問題なく処理されている（2002年度の遵守期間は終了）。尚、気候変動税の減免措置を受けるために、エネルギー消費効率向上等を政府と協定して排出量取引に参加している業界・企業のために、英国ではゲートウェイ“という特殊な機能を持っているが、初年度はこのゲートウェイが閉じることはなかった。今後、EUETS や京都議定書における登録簿構築において、UKETR における知見を積極的に生かしていく姿勢を強調した。また、

日本からは経済産業省地球環境対策室の長田氏が現在の構築状況について解説を行なった。

【質疑応答】

会場からは、拡大 EU の参加者から登録簿開発にかかる費用についての説明があった。実際、現在の EU 加盟国においても、独自に登録簿の開発を実施しているのは、フランス、ドイツ、英国、オランダといった国のみで、他の国はできあがったシステムを購入することになるとのことである。

(高橋 浩之)
以上